

平成 3 1 年

市 議 会 2 月 定 例 会 議 案

掛 川 市

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
議案第 1 号	平成31年度掛川市一般会計予算について	1
議案第 2 号	平成31年度掛川市国民健康保険特別会計予算について	1 1
議案第 3 号	平成31年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について	1 5
議案第 4 号	平成31年度掛川市介護保険特別会計予算について	1 9
議案第 5 号	平成31年度掛川市公共用地取得特別会計予算について	2 3
議案第 6 号	平成31年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について	2 7
議案第 7 号	平成31年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算について	3 1
議案第 8 号	平成31年度掛川市簡易水道特別会計予算について	3 5
議案第 9 号	平成31年度掛川市公共下水道事業特別会計予算について	3 9
議案第 1 0 号	平成31年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算について	4 5
議案第 1 1 号	平成31年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算について	4 9
議案第 1 2 号	平成31年度上西郷財産区特別会計予算について	5 5
議案第 1 3 号	平成31年度桜木財産区特別会計予算について	5 9
議案第 1 4 号	平成31年度東山財産区特別会計予算について	6 3
議案第 1 5 号	平成31年度佐東財産区特別会計予算について	6 7
議案第 1 6 号	平成31年度掛川市水道事業会計予算について	7 1
議案第 1 7 号	掛川市保育士等就職応援資金貸与条例の制定について	7 3
議案第 1 8 号	掛川市緑茶で乾杯条例の制定について	7 7
議案第 1 9 号	消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	8 1
議案第 2 0 号	掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	9 9

議案第21号	掛川市表彰条例の一部改正について	101
議案第22号	掛川市部設置条例の一部改正について	103
議案第23号	掛川市職員定数条例の一部改正について	109
議案第24号	掛川市国民健康保険税条例の一部改正について	111
議案第25号	掛川市介護保険条例の一部改正について	113
議案第26号	掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	117
議案第27号	掛川市再開発住宅管理条例及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部改正について	119
議案第28号	掛川市公共用施設維持基金条例の一部改正について	125
議案第29号	掛川市防災会議条例の一部改正について	127
議案第30号	掛川市国民保護協議会条例の一部改正について	129
議案第31号	掛川市立学校設置条例の一部改正について	131
議案第32号	掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例の廃止について	133
議案第33号	平成30年度掛川市一般会計補正予算（第7号）について	135
議案第34号	平成30年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	145
議案第35号	平成30年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について	149
議案第36号	平成30年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）について	153
議案第37号	平成30年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）について	157
議案第38号	平成30年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）について	161
議案第39号	平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	165
議案第40号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	169
議案第41号	市道掛川高瀬線道路改良工事請負契約の締結について	171
議案第42号	市道掛川高瀬線道路改良工事変更請負契約の締結について	173

議案第43号	辺地総合整備計画の変更について	175
議案第44号	字の区域の変更について（南西郷地区等）	179
議案第45号	掛川市道路線の廃止について	183
議案第46号	掛川市道路線の認定について	185
議案第47号	掛川市道路線の変更について	187
議案第48号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市再開発住宅）	189
議案第49号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市住環境整備モデル住宅）	191
議案第50号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度掛川市一般会計補正予算（第6号））	193

議案第1号

平成31年度掛川市一般会計予算

平成31年度掛川市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 21,022,348
	1 市民税	8,774,678
	2 固定資産税	9,577,549
	3 軽自動車税	370,865
	4 市たばこ税	660,000
	5 入湯税	28,300
	6 都市計画税	1,610,956
2 地方譲与税		531,500
	1 地方揮発油譲与税	146,000
	2 自動車重量譲与税	373,000
	3 森林環境譲与税	12,500
3 利子割交付金		26,000
	1 利子割交付金	26,000
4 配当割交付金		67,000
	1 配当割交付金	67,000
5 株式等譲渡所得割交付金		82,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	82,000
6 地方消費税交付金		2,207,000
	1 地方消費税交付金	2,207,000
7 ゴルフ場利用税交付金		66,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	66,000
8 自動車取得税交付金		100,000
	1 自動車取得税交付金	100,000
9 環境性能割交付金		64,000
	1 環境性能割交付金	64,000
10 地方特例交付金		137,000

款	項	金 額
		千円
	1 地方特例交付金	137,000
11 地方交付税		3,470,000
	1 地方交付税	3,470,000
12 交通安全対策特別交付金		23,000
	1 交通安全対策特別交付金	23,000
13 分担金及び負担金		456,764
	1 分担金	29,291
	2 負担金	427,473
14 使用料及び手数料		680,270
	1 使用料	471,334
	2 手数料	208,936
15 国庫支出金		5,738,972
	1 国庫負担金	3,109,864
	2 国庫補助金	2,555,381
	3 委託金	73,727
16 県支出金		3,144,492
	1 県負担金	1,664,005
	2 県補助金	1,226,711
	3 委託金	253,776
17 財産収入		71,097
	1 財産運用収入	25,337
	2 財産売却収入	45,760
18 寄附金		831,099
	1 寄附金	831,099
19 繰入金		2,655,263
	1 基金繰入金	2,655,263

款	項	金 額
20 繰越金		千円 50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		2,666,395
	1 延滞金加算金及び過料	26,783
	2 市預金利子	300
	3 貸付金元利収入	1,400,850
	4 雑入	1,238,462
22 市債		4,059,800
	1 市債	4,059,800
歳 入 合 計		48,150,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 277,363
	1 議会費	277,363
2 総務費		5,262,622
	1 総務管理費	4,297,104
	2 賦課徴収費	563,466
	3 戸籍住民基本台帳費	263,700
	4 選挙費	77,549
	5 統計調査費	22,121
	6 監査委員費	38,682
3 民生費		15,219,135
	1 社会福祉費	6,550,679
	2 児童福祉費	8,036,827
	3 生活保護費	615,956
	4 災害援助費	15,673
4 衛生費		4,975,420
	1 保健費	2,867,414
	2 衛生費	269,689
	3 清掃費	1,838,317
5 労働費		1,410,575
	1 労働諸費	1,410,575
6 農林水産業費		1,303,181
	1 農業費	416,007
	2 農地費	760,050
	3 林業費	127,093
	4 水産業費	31
7 商工費		1,758,686

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	1,758,686
8 土木費		5,358,309
	1 土木管理費	236,612
	2 道路橋梁費	1,759,918
	3 河川費	673,115
	4 都市計画費	2,293,722
	5 住宅費	394,942
9 消防費		1,508,484
	1 消防費	1,508,484
10 教育費		5,446,447
	1 教育総務費	272,997
	2 小学校費	875,396
	3 中学校費	454,552
	4 幼稚園費	1,350,426
	5 社会教育費	877,163
	6 保健体育費	1,615,913
11 災害復旧費		168,282
	1 農林水産施設災害復旧費	74,979
	2 土木施設災害復旧費	93,303
12 公債費		5,418,673
	1 公債費	5,418,673
13 予備費		42,823
	1 予備費	42,823
歳 出 合 計		48,150,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
公共施設間ネットワーク教育情報回線使用料 (平成31年度分)	自 平成 31 年度 至 平成 35 年度	14,987
行政情報システムクラウドサービス使用料	自 平成 31 年度 至 平成 37 年度	314,160
統合内部業務システムクラウドサービス使用料	自 平成 31 年度 至 平成 37 年度	369,600
行政情報システムクラウド接続回線使用料	自 平成 31 年度 至 平成 37 年度	42,636
認定こども園整備事業費補助金 ((仮称) 横須賀認定こども園)	自 平成 31 年度 至 平成 32 年度	1,489,000
認定こども園整備事業費補助金 ((仮称) 智光認定こども園)	自 平成 31 年度 至 平成 32 年度	387,811
農業近代化資金利子補給金 (平成31年度分)	自 平成 31 年度 至 平成 37 年度	5,880
小口資金利子補給金 (平成31年度分)	自 平成 31 年度 至 平成 36 年度	490
短期経営改善資金利子補給金 (平成31年度分)	自 平成 31 年度 至 平成 32 年度	940

第3表 地方債

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
総務債 (12,600)	市 庁 舎 改 修 事 業	12,600	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は5.0 %以内(ただ し、利率見 直し方式で 借り入れる 政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することが できる。
民生債 (794,900)	認定こども園整備事業	794,900			
農林水産債 (149,400)	農業農村整備事業	109,800			
	辺 地 対 策 事 業 (林道開発改良事業)	7,000			
	辺 地 対 策 事 業 (森林空間活用事業)	32,600			
商工債 (9,300)	辺 地 対 策 事 業 (観光施設整備事業)	9,300			
土木債 (1,582,600)	辺 地 対 策 事 業 (市道改良事業)	102,000			
	公 共 道 路 事 業	107,400			
	合併推進道路整備事業	253,100			
	事業関連道路改良事業	88,300			
	橋 梁 整 備 事 業	48,900			
	市単河川整備事業	59,300			
	海岸防災林強化事業	390,900			
	道路橋梁維持事業	78,800			
	橋梁耐震補強事業	66,700			

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土木債	歩 道 改 良 事 業	83,600	証書借入	政府資金は 指定利率。 その他は5.0 %以内（た だし、利率 見直し方式 で借り入れ る政府資金 及び地方公 共団体金融 機構資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率）	借入先の融 資条件に従 う。ただし、 市財政の都 合により据 置期間中 でも繰上償 還をなし又 は償還期限 を短縮し若 しくは低利 債に借換え することがで きる。
	歴 史 ・ 文 化 伝 承 の ま ち づ くり 事 業	10,100			
	下 垂 木 地 区 ま ち づ くり 事 業	254,800			
	市 営 住 宅 建 設 事 業	38,700			
消防債 (70,400)	高 規 格 救 急 自 動 車 整 備 事 業	36,600			
	分 団 消 防 セ ン タ ー 整 備 事 業	33,800			
教育債 (127,300)	学 校 施 設 環 境 改 善 事 業	52,100			
	学 校 給 食 セ ン タ ー 空 調 設 備 設 置 事 業	43,700			
	和 田 岡 古 墳 群 史 跡 整 備 事 業	31,500			
災害復旧債 (41,600)	農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	13,200			
	林 業 施 設 災 害 復 旧 事 業	4,700			
	土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	23,700			
県貸付金 (6,700)	災 害 援 護 資 金 県 貸 付 金	6,700			
臨時財政対 策債 (1,265,000)	臨 時 財 政 対 策 債	1,265,000			
合 計		4,059,800			

平成31年度掛川市国民健康保険特別会計予算

平成31年度掛川市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,809,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,326,528
	1 国民健康保険税	2,326,528
2 使用料及び手数料		51
	1 手数料	51
3 国庫支出金		48
	1 国庫補助金	48
4 県支出金		8,294,754
	1 県補助金	8,294,754
5 財産収入		512
	1 財産運用収入	512
6 繰入金		1,119,951
	1 一般会計繰入金	849,951
	2 基金繰入金	270,000
7 繰越金		30,706
	1 繰越金	30,706
8 諸収入		37,208
	1 延滞金加算金及び過料	29,413
	2 預金利子	1
	3 雑入	7,794
歳 入 合 計		11,809,758

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 161,037
	1 総務管理費	118,147
	2 徴税費	38,172
	3 運営協議会費	262
	4 趣旨普及費	4,456
2 保険給付費		8,174,966
	1 療養諸費	7,062,504
	2 高額療養費	1,052,836
	3 助産諸費	50,426
	4 葬祭費	9,000
	5 移送費	200
3 国民健康保険事業費納付金		3,317,678
	1 医療給付費分	2,218,011
	2 後期高齢者支援金等分	841,233
	3 介護納付金分	258,434
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		134,164
	1 保健事業費	134,164
6 基金積立金		511
	1 基金積立金	511
7 公債費		200
	1 一般公債費	200
8 諸支出金		16,000
	1 償還金及び還付加算金	16,000
9 予備費		5,201

款	項	金 額
	1 予備費	千円 5,201
歳 出 合 計		11,809,758

平成31年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算

平成31年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,236,612千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		967,161
	1 後期高齢者医療保険料	967,161
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		266,349
	1 一般会計繰入金	266,349
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2,101
	1 延滞金加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	2,000
歳 入 合 計		1,236,612

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 31,854
	1 総務管理費	28,523
	2 徴収費	3,331
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,161,259
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,161,259
3 保健事業費		41,399
	1 保健事業費	41,399
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 諸支出金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
歳 出 合 計		1,236,612

平成31年度掛川市介護保険特別会計予算

平成31年度掛川市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,704,973千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 2,236,199
	1 介護保険料	2,236,199
2 分担金及び負担金		29,168
	1 負担金	29,168
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		1,979,650
	1 国庫負担金	1,602,556
	2 国庫補助金	377,094
5 支払基金交付金		2,488,073
	1 支払基金交付金	2,488,073
6 県支出金		1,393,881
	1 県負担金	1,338,670
	2 県補助金	55,211
7 財産収入		526
	1 財産運用収入	526
8 繰入金		1,569,628
	1 一般会計繰入金	1,453,455
	2 基金繰入金	116,173
9 繰越金		20
	1 繰越金	20
10 諸収入		7,827
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 預金利子	10
	3 雑入	7,807
歳 入 合 計		9,704,973

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 206,212
	1 総務管理費	51,008
	2 徴収費	13,195
	3 介護認定審査会費	142,009
2 保険給付費		9,485,515
	1 保険給付費等諸費	9,056,880
	2 地域支援事業費	428,635
3 基金積立金		10,526
	1 基金積立金	10,526
4 公債費		700
	1 公債費	700
5 諸支出金		2,020
	1 償還金及び還付加算金	2,020
歳 出 合 計		9,704,973

平成31年度掛川市公共用地取得特別会計予算

平成31年度掛川市公共用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ535,221千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,441
	1 財産運用収入	762
	2 財産売却収入	679
2 繰入金		1,471
	1 基金繰入金	1,471
3 繰越金		532,279
	1 繰越金	532,279
4 諸収入		30
	1 預金利子	30
歳 入 合 計		535,221

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地取得事業費		千円 535,221
	1 公共用地取得事業費	535,221
歳 出 合 計		535,221

平成31年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算

平成31年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,657千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 103,237
	1 使用料	103,237
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
3 諸収入		3,320
	1 預金利子	1
	2 雑入	3,319
歳 入 合 計		106,657

歳 出

款	項	金 額
1 駅周辺施設管理費		千円 102,203
	1 駅周辺施設管理費	102,203
2 大手門駐車場施設管理費		3,830
	1 大手門駐車場施設管理費	3,830
3 予備費		624
	1 予備費	624
歳 出 合 計		106,657

議案第7号

平成31年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算

平成31年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ643,693千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 6,490
	1 県補助金	6,490
2 財産収入		209,800
	1 財産売却収入	209,800
3 繰入金		427,403
	1 一般会計繰入金	427,403
歳 入 合 計		643,693

歳 出

款	項	金 額
1 工業用地整備事業費		千円 643,693
	1 工業用地整備事業費	643,693
歳 出 合 計		643,693

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
大坂・土方工業用地整備事業 実施設計委託	自 平成 31 年度 至 平成 33 年度	65,600
大坂・土方工業用地整備事業 造成工事	自 平成 31 年度 至 平成 33 年度	1,630,000

平成31年度掛川市簡易水道特別会計予算

平成31年度掛川市簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,335千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500千円と定める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 1
	1 負担金	1
2 使用料及び手数料		7,766
	1 使用料	7,766
3 財産収入		4
	1 財産運用収入	4
4 繰入金		15,558
	1 一般会計繰入金	7,621
	2 基金繰入金	7,937
5 繰越金		3
	1 繰越金	3
6 諸収入		3
	1 預金利子	1
	2 雑収入	2
歳 入 合 計		23,335

歳 出

款	項	金 額
1 簡易水道費		千円 18,030
	1 簡易水道費	18,030
2 飲料水供給施設費		5,305
	1 飲料水供給施設費	5,305
歳 出 合 計		23,335

平成31年度掛川市公共下水道事業特別会計予算

平成31年度掛川市公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,653,427千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 34,125
	1 分担金	4,022
	2 負担金	30,103
2 使用料及び手数料		608,201
	1 使用料	608,100
	2 手数料	101
3 国庫支出金		192,200
	1 国庫補助金	192,200
4 繰入金		1,226,452
	1 一般会計繰入金	1,226,452
5 諸収入		17,949
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	17,947
6 市債		574,500
	1 市債	574,500
歳 入 合 計		2,653,427

歳 出

款	項	金 額
1 公共下水道事業費		千円 1,470,123
	1 下水道建設事業費	855,586
	2 下水道管理費	614,537
2 公債費		1,183,204
	1 公債費	1,183,204
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		2,653,427

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
宅内排水設備工事資金利子補給金 (平成31年度分)	自 平成 31 年度 至 平成 35 年度	287

第3表 地方債

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債 (574,500)	公共下水道事業	565,700	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	公営企業会計移行事業	8,800			

平成31年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算

平成31年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255,271千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 40
	1 分担金	40
2 使用料及び手数料		68,400
	1 使用料	68,400
3 繰入金		185,146
	1 一般会計繰入金	185,146
4 諸収入		585
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	583
5 市債		1,100
	1 市債	1,100
歳 入 合 計		255,271

歳 出

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		千円 125,654
	1 施設管理費	125,654
2 公債費		129,517
	1 公債費	129,517
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		255,271

第2表 地方債

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債 (1,100)	公営企業会計 移行事業	1,100	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。

平成31年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算

平成31年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ176,348千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000千円と定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 92,275
	1 使用料	92,275
2 繰入金		82,971
	1 一般会計繰入金	82,971
3 諸収入		2
	1 延滞金加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
4 市債		1,100
	1 市債	1,100
歳 入 合 計		176,348

歳 出

款	項	金 額
1 浄化槽設置推進事業費		千円 125,461
	1 浄化槽管理費	125,461
2 公債費		50,837
	1 公債費	50,837
3 予備費		50
	1 予備費	50
歳 出 合 計		176,348

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
宅内排水設備工事資金利子補給金 (平成31年度分)	自 平成 31 年度 至 平成 35 年度	203

第3表 地方債

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債 (1,100)	公営企業会計 移行事業	1,100	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。

平成31年度上西郷財産区特別会計予算

平成31年度上西郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 628
	1 財産運用収入	628
2 繰越金		1,370
	1 繰越金	1,370
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		1,999

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 181
	1 管理会費	181
2 総務費		649
	1 総務管理費	649
3 予備費		1,169
	1 予備費	1,169
歳 出 合 計		1,999

平成31年度桜木財産区特別会計予算

平成31年度桜木財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		55
	1 基金繰入金	55
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		58

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56
	1 総務管理費	56
2 予備費		2
	1 予備費	2
歳 出 合 計		58

平成31年度東山財産区特別会計予算

平成31年度東山財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,586千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,725
	1 財産運用収入	1,725
2 繰入金		850
	1 基金繰入金	850
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,586

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 720
	1 管理会費	720
2 総務費		1,822
	1 総務管理費	1,822
3 予備費		44
	1 予備費	44
歳 出 合 計		2,586

平成31年度佐束財産区特別会計予算

平成31年度佐束財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,121千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 31 年 2 月 20 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 8,571
	1 財産運用収入	8,571
2 繰越金		550
	1 繰越金	550
歳 入 合 計		9,121

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 733
	1 管理会費	733
2 総務費		8,218
	1 総務管理費	8,218
3 予備費		170
	1 予備費	170
歳 出 合 計		9,121

平成31年度掛川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度掛川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 給水件数 | 49,600件 |
| (2) 総給水量 | 14,487,000㎡ |
| (3) 一日平均給水量 | 39,690㎡ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,125,709千円
第1項 営業収益	2,826,959千円
第2項 営業外収益	298,747千円
第3項 特別利益	3千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,972,721千円
第1項 営業費用	2,817,220千円
第2項 営業外費用	145,490千円
第3項 特別損失	11千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額905,343千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,009千円、過年度分損益勘定留保資金645,334千円、建設改良積立金170,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	405,753千円
第1項 負担金	88,100千円
第2項 他会計支出金	10,293千円
第3項 企業債	260,000千円
第4項 国庫支出金	17,000千円
第5項 固定資産売却代金	1千円
第6項 その他資本的収入	30,359千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,311,096千円
第1項 建設改良費	1,041,254千円
第2項 企業債償還金	265,980千円
第3項 国庫補助金返還金	3,862千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水施設関連事業 原里配水池改修工事	平成31年度から 平成32年度まで	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上 水 道 事 業 (送配水設備改良事業)	260,000千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 183,507千円

(他会計からの補助金)

第10条 緊急地震・津波対策事業のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、373千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,000千円と定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

議案第 17 号

掛川市保育士等就職応援資金貸与条例の制定について

掛川市保育士等就職応援資金貸与条例を裏面のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市保育士等就職応援資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、保育士又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）として市内の保育所等に勤務しようとする者に対し、保育士等就職応援資金（以下「就職資金」という。）を貸与することにより、市内における保育士等の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設及び同法第56条の8第3項の規定する届出により設置した施設に限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分の利用定員が30人以上のもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (4) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設
- (5) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- (6) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- (7) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設
- (8) 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設のうち、市長が適当であると認めたもの

(貸与の対象者)

第3条 就職資金の貸与を受けることができる者は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 児童福祉法第18条の6の保育士となる資格又は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定による幼稚園教諭の免許状のいずれかを取得している者のうち、市内の保育所等の勤務経験がないもの

イ 市内の保育所等を退職した保育士等のうち、当該退職した日から1年以上経過したもの

- (2) 市内の保育所等に保育士等として就職し、又は内定を受けている者（1日当たりの勤務時間が6時間以上、かつ、1月当たりの勤務日数が20日以上である者に限る。）

(3) 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）別表第1の適用を受ける職員に該当しない者

（貸与の額）

第4条 就職資金の貸与の額は、就職のための準備に必要な費用の額とし、貸与を受ける者1人につき20万円を限度とする。

（貸与の申請）

第5条 就職資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（連帯保証人）

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

（貸与の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（貸与の決定の取消し）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により就職資金の貸与を受けた者があるときは、就職資金の貸与の決定を取り消すものとする。

（返還）

第9条 就職資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、市内の保育所等で勤務を開始した日から起算して2年以内に退職したとき又は前条の規定により就職資金の貸与の決定が取り消されたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内の期間（次条の規定により返還が猶予されたときは、3月に当該猶予された期間を加えた期間）内に貸与を受けた就職資金を一括して返還しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還することができる。

（返還の猶予）

第10条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が継続する期間、就職資金の返還を猶予することができる。

(1) 次条第1号の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

(2) 災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由があると認められるとき。

（返還の免除）

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、就職資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 市内の保育所等で勤務を開始した日から起算して継続して2年を超える期間（被貸与者の意思によらず保育士等以外の業務に従事した期間を含み、前条第2号の理由により当該保育所等に勤務できなかったと市長が認める期間を除く。）勤務したとき。

(2) 前号に規定する期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき。

2 前項の場合を除くほか、市長は、特に必要であると認めるときは、就職資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（延滞利息）

第12条 被貸与者は、正当な理由がなく就職資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき就職資金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 18 号

掛川市緑茶で乾杯条例の制定について

掛川市緑茶で乾杯条例を裏面のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市緑茶で乾杯条例

掛川産の緑茶は、日本屈指の品質を誇るとともに、地域経済を支えています。世界農業遺産に認定された静岡の茶草場農法は、世界に誇るべき環境と景観を守っています。また、お茶の文化は市民の豊かな心を育み、緑茶効能は市民の健康を守っています。

掛川市には、緑茶をこよなく愛する多くの市民がいます。日頃から緑茶をたくさん飲むほか、お茶割りと言えば緑茶で焼酎を割ることを意味するほど、いたるところで多くの市民がその味を楽しんでいます。

私たちは、古くから人々の縁を結び心をつないできたすばらしい緑茶とその文化を、「お茶を一番いかがですか」ともてなす喫茶去の精神で、世界の人々に楽しんでもらいたいと考えます。

そこで、お祝いの席や人々が集う場において、緑茶やお茶割りで乾杯を行う新たな文化を醸成し浸透させることにより、掛川市と緑茶の情報を国内外に発信することを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、緑茶並びに緑茶を使用した飲料及び酒類（以下「緑茶等」という。）による乾杯の文化を広めることにより、緑茶の消費の拡大及び新たな付加価値の創出並びにお茶の文化の醸成を図るとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（市民の協力）

第2条 市民は、緑茶に関する理解と関心を深めるとともに、緑茶等による乾杯の文化を広めるための取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 緑茶等を生産し、加工し、販売し、又は提供する事業者（以下「事業者」という。）は、緑茶等による乾杯の文化を広めるための取組を通じて緑茶の消費の拡大に主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（市の役割）

第4条 市は、緑茶等による乾杯の文化の普及及び緑茶の消費の拡大を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（お茶の文化の醸成等）

第5条 市民、事業者及び市は、おもてなしの精神をもって緑茶で接待し、その味や魅力を伝えるなど、お茶の文化の醸成及び浸透に努めるものとする。

（情報発信）

第6条 事業者及び市は、緑茶の品質及び効能並びに緑茶等による乾杯の文化について、国内外に
広く情報発信するよう努めるものとする。

(個人の嗜好等の尊重)

第7条 この条例に基づく取組を推進するに当たっては、個人の嗜好及び自発的な意思を尊重し、
その理解と協力を得て行うものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 19 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を裏面のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 20 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例

(掛川市行政財産の使用料条例の一部改正)

第1条 掛川市行政財産の使用料条例（平成17年掛川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項並びに第3条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(掛川市自転車等駐車場条例の一部改正)

第2条 掛川市自転車等駐車場条例（平成17年掛川市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表第2自転車の項中「1,500円」を「1,520円」に改め、同表原動機付自転車の項及び自動二輪車の項中「2,500円」を「2,540円」に改める。

(掛川大手門駐車場条例の一部改正)

第3条 掛川大手門駐車場条例（平成17年掛川市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表普通自動車定期駐車料金の項中「8,000円」を「8,140円」に改める。

(掛川市富士見台霊園条例の一部改正)

第4条 掛川市富士見台霊園条例（平成17年掛川市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「2,590円」を「2,630円」に改める。

(掛川市污水处理施設条例の一部改正)

第5条 掛川市污水处理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第2基本使用料の項中「972円」を「990円」に改め、同表従量使用料（1立方メートルにつき）の項中「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「194円40銭」を「198円」に改める。

(掛川市公共下水道条例の一部改正)

第6条 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表第2基本使用料の項中「972円」を「990円」に改め、同表従量使用料（1立方メートルにつき）の項中「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「194円40銭」を「198円」に改める。

(掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第7条 掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表第2基本使用料の項中「972円」を「990円」に改め、同表従量使用料（1立方メートルにつき）の項中「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「194円40銭」を「198円」に改める。

(掛川市戸別浄化槽条例の一部改正)

第8条 掛川市戸別浄化槽条例(平成17年掛川市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(掛川市老人福祉センター条例の一部改正)

第9条 掛川市老人福祉センター条例(平成17年掛川市条例第106号)の一部を次のように改正する。

別表第1大集会室(舞台及び放送設備含む。)の項中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表研修室の項中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改め、同表談話室・休養室の項、娯楽室・面接室の項、健康相談室の項及び機能回復訓練室の項中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2大広間(舞台及び放送設備含む。)の項中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に改め、同表教養娯楽室の項中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改め、同表健康相談室の項及び生活相談室の項中「640円」を「650円」に改める。

(掛川市森の都ならここの里条例の一部改正)

第10条 掛川市森の都ならここの里条例(平成17年掛川市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表バンガローの項中「8,840円」を「9,000円」に、「4,420円」を「4,500円」に、「5,860円」を「5,960円」に、「2,930円」を「2,980円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「3,600円」を「3,660円」に、「10,080円」を「10,260円」に、「5,040円」を「5,130円」に、「13,680円」を「13,930円」に、「6,840円」を「6,960円」に、「6,990円」を「7,110円」に、「3,490円」を「3,550円」に改め、同表キャンプサイトの項中「1,230円」を「1,250円」に、「610円」を「620円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「720円」を「730円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「3,080円」を「3,130円」に改め、同表コテージの項中「25,710円」を「26,180円」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、同表林業協業活動拠点施設の項中「2,880円」を「2,930円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

(掛川市健康ふれあい館条例の一部改正)

第11条 掛川市健康ふれあい館条例(平成17年掛川市条例第119号)の一部を次のように改正する。

別表1の表利用料の項中「10,280円」を「10,470円」に、「7,200円」を「7,330円」に改め、同表個室利用料の項及び同表備考3中「1,950円」を「1,980円」に改める。

(掛川市プラザ大須賀条例の一部改正)

第12条 掛川市プラザ大須賀条例（平成17年掛川市条例第121号）の一部を次のように改正する。

別表1階ギャラリーの項中「2,160円」を「2,200円」に改め、同表2階ホールの項中「1,080円」を「1,100円」に改める。

（掛川市農村環境改善センター条例の一部改正）

第13条 掛川市農村環境改善センター条例（平成17年掛川市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第2大会議室（ホール）の項中「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表生活改善実習室の項、生活改善研修室の項、老人教養室の項、母子休養室の項、視聴覚室の項、二階会議室（東）の項、二階会議室（西）の項、休養和室の項及び各種相談室の項中「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

（掛川市都市公園条例の一部改正）

第14条 掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表大研修室の項中「2,360円」を「2,400円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「9,250円」を「9,400円」に改め、同表研修室1の項及び研修室2の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「4,520円」を「4,590円」に改め、同表研修室3の項中「820円」を「830円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「3,290円」を「3,330円」に改め、同表和室研修室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「4,520円」を「4,590円」に改め、同表多目的ホールの項中「1,540円」を「1,560円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「6,060円」を「6,140円」に改め、同表工作室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「4,520円」を「4,590円」に改める。

（掛川市道路占用料等徴収条例の一部改正）

第15条 掛川市道路占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表の表中「政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号」を「政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号」に、「政令第7条第4号に掲げる仮設建設物及び同条第5号」を「政令第7条第6号に掲げる仮設建設物及び同条第7号」に、「政令第7条第6号に掲げ

る施設並びに同条第7号」を「政令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号」に、「政令第7条第8号」を「政令第7条第13号」に改め、同表備考4中「政令第7条第8号」を「政令第7条第13号」に改める。

（掛川市普通河川条例の一部改正）

第16条 掛川市普通河川条例（平成17年掛川市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（掛川市準用河川占用料等徴収条例の一部改正）

第17条 掛川市準用河川占用料等徴収条例（平成17年掛川市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（掛川市公民館条例の一部改正）

第18条 掛川市公民館条例（平成17年掛川市条例第156号）の一部を次のように改正する。

別表第1集会室の項中「1,180円」を「1,200円」に、「1,530円」を「1,550円」に、「1,890円」を「1,920円」に改め、同表調理実習室の項中「680円」を「690円」に、「890円」を「900円」に、「1,100円」を「1,120円」に改め、同表会議室1の項及び会議室2の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表会議室3の項中「570円」を「580円」に改める。

別表第2の1の表ホールの項中「6,170円」を「6,280円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「12,340円」を「12,560円」に、「8,020円」を「8,160円」に、「12,030円」を「12,250円」に、「16,040円」を「16,330円」に改め、同表ホール控室（和室）の項、ホール控室（洋室）の項及び会議室（1階）の項中「570円」を「580円」に改め、同表会議室（2階）の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表研修室の項中「1,650円」を「1,680円」に、「2,140円」を「2,170円」に、「2,640円」を「2,680円」に改め、同表和室の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表調理室の項中「1,290円」を「1,310円」に、「1,670円」を「1,700円」に、「2,060円」を「2,090円」に改め、同表調理準備室の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表ロビーの項中「770円」を「780円」に、「990円」を「1,000円」に、「1,230円」を「1,250円」に改め、別表第2の2の表照明設備の項、ピンスポットライト（1KW）の項、音響設備の項、金屏風の項及び大太鼓・小太鼓の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表可搬式音響反射板の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同

表ピアノの項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表エレクトーンの項中「エレクトーン」を「電子オルガン」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、同表映写機（スクリーン含む。）の項中「2,050円」を「2,080円」に改める。

（掛川市生涯学習センター条例の一部改正）

第19条 掛川市生涯学習センター条例（平成17年掛川市条例第157号）の一部を次のように改正する。

別表1の表ホールの項中「16,040円」を「16,330円」に、「24,060円」を「24,500円」に、「32,090円」を「32,680円」に、「20,770円」を「21,150円」に、「31,160円」を「31,730円」に、「41,550円」を「42,310円」に、「12,340円」を「12,560円」に、「18,510円」を「18,850円」に、「24,680円」を「25,130円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「4,110円」を「4,180円」に、「2,670円」を「2,710円」に、「4,010円」を「4,080円」に、「5,340円」を「5,430円」に改め、同表リハーサル室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,470円」を「1,490円」に、「1,810円」を「1,840円」に改め、同表第1準備室の項、第2準備室の項及び第3準備室の項中「820円」を「830円」に、「1,060円」を「1,070円」に、「1,310円」を「1,330円」に改め、同表第1会議室の項、第2会議室の項及び第3会議室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,470円」を「1,490円」に、「1,810円」を「1,840円」に改め、同表第4会議室の項中「2,360円」を「2,400円」に、「3,070円」を「3,120円」に、「3,780円」を「3,850円」に改め、同表料理室の項中「1,350円」を「1,370円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「2,170円」を「2,210円」に改め、同表和室の項及び工作室の項中「1,130円」を「1,150円」に、「1,470円」を「1,490円」に、「1,810円」を「1,840円」に改め、同表催物広場の項中「2,360円」を「2,400円」に、「3,070円」を「3,120円」に、「3,780円」を「3,850円」に改め、同表ギャラリーの項中「1,230円」を「1,250円」に、「1,600円」を「1,620円」に、「1,970円」を「2,000円」に改め、別表2の表ボーダーライトの項、アッパーホリゾントライトの項及びローアホリゾントライトの項中「820円」を「830円」に改め、同表ピンスポットライト（クセノン 2KW）の項中「1,540円」を「1,560円」に改め、同表音響装置の項及びサブミキサーの項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ワイヤレスマイクの項中「820円」を「830円」に改め、同表三点吊りマイクの項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表音響反射板（天板ライト含む。）の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表所作台の項中「8,220円」を「8,370円」に改め、同表松羽目の項、地絰（じがすり）の項及び金屏風の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ピアノ（CFⅢS）の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表

ホール用35ミリ映写機（スクリーン含む。）の項中「5,140円」を「5,230円」に改め、同表ホール用16ミリ映写機（スクリーン含む。）の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表会議室用16ミリ映写機（スクリーン含む。）の項中「1,540円」を「1,560円」に改め、同表スクリーン（ホール）の項及びビデオプロジェクターセット（VHS）の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表プロジェクターの項中「820円」を「830円」に改める。

（掛川市美感ホール条例の一部改正）

第20条 掛川市美感ホール条例（平成17年掛川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表1の表ホールの項中「6,170円」を「6,280円」に、「9,250円」を「9,420円」に、「12,340円」を「12,560円」に、「8,020円」を「8,160円」に、「12,030円」を「12,250円」に、「16,040円」を「16,330円」に改め、同表リハーサル室兼会議室1の項及びリハーサル室兼会議室2の項中「820円」を「830円」に、「1,060円」を「1,070円」に、「1,310円」を「1,330円」に改め、別表2の表ピンスポットライト（クセノン 1KW）の項、音響装置の項及びサブミキサーの項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ワイヤレスマイクの項中「820円」を「830円」に改め、同表ピアノ（CF6）の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表電子オルガンの項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表16ミリ映写機（スクリーン含む。）の項中「1,540円」を「1,560円」に改める。

（掛川市文化会館シオーネ条例の一部改正）

第21条 掛川市文化会館シオーネ条例（平成17年掛川市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表1の表大ホールの項中「8,020円」を「8,160円」に、「12,030円」を「12,250円」に、「16,040円」を「16,330円」に、「10,380円」を「10,570円」に、「15,530円」を「15,810円」に、「20,770円」を「21,150円」に改め、同表小ホールの項中「1,950円」を「1,980円」に、「2,880円」を「2,930円」に、「3,900円」を「3,970円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「4,930円」を「5,020円」に改め、同表大会議室(1)の項、大会議室(2)の項、小会議室の項及び稽古場の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表楽屋1の項、楽屋2の項、楽屋3の項、楽屋4の項及び楽屋5の項中「570円」を「580円」に改め、同表和室の項中「570円」を「580円」に、「740円」を「750円」に、「910円」を「920円」に改め、同表スタッフルームの項中「570円」を「580円」に改め、別表2の表ボーダーライトの項、アッパーホリゾントライトの項及びロアーホリゾントライトの項中「820円」を「830円」に改め、同表ピンスポットライト（クセノン 2

KW)の項中「1,540円」を「1,560円」に改め、同表センターピンスポット(700W)の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表カラオケ機器の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表ワイヤレスマイクの項及び三点吊りマイクの項中「820円」を「830円」に改め、同表仮設ステージ(大ホール)の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表音響反射板(天板ライト含む。)の項中「3,080円」を「3,130円」に改め、同表所作台の項中「8,220円」を「8,370円」に改め、同表仮設花道の項中「5,140円」を「5,230円」に改め、同表松羽目の項、竹羽目の項、紗幕(しゃまく)の項、地緋(じがすり)の項及び浅葱幕(あさぎまく)の中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表バレエ用シートの項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表金屏風の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ピアノ(CFⅢS)の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表エレクトーンの項中「エレクトーン」を「電子オルガン」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、同表ホール用35/16ミリ映写機の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表スライドの項、スクリーン(大ホール)の項及びビデオプロジェクターセット(VHS)の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(掛川市茶室条例の一部改正)

第22条 掛川市茶室条例(平成17年掛川市条例第162号)の一部を次のように改正する。

別表第2の丸茶室の項中「1,020円」を「1,030円」に、「1,280円」を「1,300円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表庭園の項中「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表茶道具(一式)の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(掛川市立学校体育施設等使用条例の一部改正)

第23条 掛川市立学校体育施設等使用条例(平成17年掛川市条例第165号)の一部を次のように改正する。

別表1の表大型の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(掛川城条例の一部改正)

第24条 掛川城条例(平成17年掛川市条例第175号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「18,510円」を「18,850円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

(掛川市水道事業給水条例の一部改正)

第25条 掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)の一部を次のように改正する。

別表第1メーターの口径が20ミリメートル以下の項中「1,080円」を「1,100円」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、

「221円15銭」を「225円24銭」に改め、同表メーターの口径が25ミリメートル以上の項中「1,440円」を「1,466円67銭」に、「2,057円15銭」を「2,095円24銭」に、「3,702円86銭」を「3,771円43銭」に、「5,862円86銭」を「5,971円43銭」に、「13,371円43銭」を「13,619円5銭」に、「23,657円15銭」を「24,095円24銭」に、「51,428円57銭」を「52,380円95銭」に、「108円」を「110円」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、「221円15銭」を「225円24銭」に改める。

別表第2の13ミリメートルの項中「21,600円」を「22,000円」に改め、同表20ミリメートルの項中「32,400円」を「33,000円」に改め、同表25ミリメートルの項中「64,800円」を「66,000円」に改め、同表30ミリメートルの項中「129,600円」を「132,000円」に改め、同表40ミリメートルの項中「216,000円」を「220,000円」に改め、同表50ミリメートルの項中「324,000円」を「330,000円」に改め、同表75ミリメートルの項中「540,000円」を「550,000円」に改め、同表100ミリメートルの項中「864,000円」を「880,000円」に改め、同表150ミリメートルの項中「1,080,000円」を「1,100,000円」に改める。

(掛川市簡易水道条例の一部改正)

第26条 掛川市簡易水道条例（平成17年掛川市条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表萩間簡易水道及び居尻簡易水道の項中「1,080円」を「1,100円」に、「1,440円」を「1,466円67銭」に、「2,057円15銭」を「2,095円24銭」に、「3,702円86銭」を「3,771円43銭」に、「5,862円86銭」を「5,971円43銭」に、「13,371円43銭」を「13,619円5銭」に、「23,657円15銭」を「24,095円24銭」に、「51,428円57銭」を「52,380円95銭」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、「221円15銭」を「225円24銭」に、「108円」を「110円」に改め、同表松葉簡易水道の項中「1,620円」を「1,650円」に、「64円80銭」を「66円」に改め、同表泉簡易水道の項中「1,620円」を「1,650円」に、「75円60銭」を「77円」に改め、同表大和田簡易水道の項中「1,944円」を「1,980円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「16円20銭」を「16円50銭」に改める。

(掛川市飲料水供給施設条例の一部改正)

第27条 掛川市飲料水供給施設条例（平成17年掛川市条例第181号）の一部を次のように改正する。

別表第1メーターの口径が20ミリメートル以下の項中「1,080円」を「1,100円」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、「221円15銭」を「225円24銭」に改め、同表メーターの口径が25ミリメートル以上の項中「1,440円」を「1,466円67銭」に、「2,057円15銭」を「2,095円24銭」に、「3,702円86銭」を

「3,771円43銭」に、「5,862円86銭」を「5,971円43銭」に、「13,371円43銭」を「13,619円5銭」に、「23,657円15銭」を「24,095円24銭」に、「51,428円57銭」を「52,380円95銭」に、「108円」を「110円」に、「180円」を「183円33銭」に、「195円43銭」を「199円5銭」に、「210円85銭」を「214円76銭」に、「221円15銭」を「225円24銭」に改める。

別表第2の13ミリメートルの項中「21,600円」を「22,000円」に改め、同表20ミリメートルの項中「32,400円」を「33,000円」に改め、同表25ミリメートルの項中「64,800円」を「66,000円」に改め、同表30ミリメートルの項中「129,600円」を「132,000円」に改め、同表40ミリメートルの項中「216,000円」を「220,000円」に改め、同表50ミリメートルの項中「324,000円」を「330,000円」に改め、同表75ミリメートルの項中「540,000円」を「550,000円」に改め、同表100ミリメートルの項中「864,000円」を「880,000円」に改め、同表150ミリメートルの項中「1,080,000円」を「1,100,000円」に改める。

(掛川市清水邸条例の一部改正)

第28条 掛川市清水邸条例（平成17年掛川市条例第229号）の一部を次のように改正する。

別表第2湧水亭の項及び庭園の項中「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表茶道具（一式）の項中「1,020円」を「1,030円」に改める。

(掛川市吉岡彌生記念館条例の一部改正)

第29条 掛川市吉岡彌生記念館条例（平成18年掛川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「820円」を「830円」に、「1,060円」を「1,070円」に改める。

(遠州南部とうもんの里総合案内所条例の一部改正)

第30条 遠州南部とうもんの里総合案内所条例（平成18年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

(掛川市市民交流センター条例の一部改正)

第31条 掛川市市民交流センター条例（平成20年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表大東市民交流センターの項中「1,540円」を「1,560円」に、「1,950円」を「1,980円」に、「2,360円」を「2,400円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「2,460円」を「2,500円」に改め、同表大須賀市民交流センターの項中「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,030円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

(掛川市総合福祉センター条例の一部改正)

第32条 掛川市総合福祉センター条例（平成20年掛川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表福祉活動館の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表多目的広場の項中「610円」を「620円」に改める。

（掛川市竹の丸条例の一部改正）

第33条 掛川市竹の丸条例（平成20年掛川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2茶の間の項中「610円」を「620円」に、「820円」を「830円」に改め、同表広間の項中「820円」を「830円」に、「1,020円」を「1,030円」に改め、同表台所の項中「1,020円」を「1,030円」に、「1,330円」を「1,350円」に改め、同表ギャラリーの項中「1,230円」を「1,250円」に、「1,640円」を「1,670円」に改め、同表座敷の項中「720円」を「730円」に、「1,020円」を「1,030円」に改める。

（掛川市ステンドグラス美術館条例の一部改正）

第34条 掛川市ステンドグラス美術館条例（平成26年掛川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「18,510円」を「18,850円」に、「10,280円」を「10,470円」に改める。

（小笠掛川急患診療所条例の一部改正）

第35条 小笠掛川急患診療所条例（平成27年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2診断書料の項中「1,620円」を「1,650円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「5,400円」を「5,500円」に改め、同表証明書料の項中「1,080円」を「1,100円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表意見書料の項中「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表死体検案書料の項中「3,240円」を「3,300円」に改め、同表備考の欄中「540円」を「550円」に改める。

（掛川市スポーツ施設条例の一部改正）

第36条 掛川市スポーツ施設条例（平成29年掛川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表野球場の項中「2,050」を「2,080」に、「3,700」を「3,760」に、「1,850」を「1,880」に改め、同表放送設備及びSBO表示板の項中「SBO表示板」を「BSO表示板」に、「1,020」を「1,030」に改め、別表第1の2の表全面使用の項中「1,600」を「1,620」に、「2,880」を「2,930」に改め、同表片面使用の項中「800」を「810」に、「1,440」を「1,460」に改め、別表第1の3の表中「610」を「620」に、「720」を「730」に改め、別表第1の4の表多目的広場の項中「2,880」を「2,930」に、「1,850」を「1,880」に改め

る。

別表第2の1の表中「800」を「810」に、「1,440」を「1,460」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第1の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第2の2の表備考中「1の表備考」を「別表第1の1の表備考1」に改め、別表第2の3の表専用使用の項中「16,250」を「16,550」に、「21,600」を「22,000」に、「32,400」を「33,000」に、「8,120」を「8,270」に「10,800」を「11,000」に改め、同表個人使用の項中「3,080」を「3,130」に、「2,050」を「2,080」に、「1,020」を「1,030」に改め、別表第2の5の表多目的グラウンドの項中「1,440」を「1,460」に改める。

別表第3全面使用の項中「1,850」を「1,880」に改め、同表半面使用の項中「920」を「930」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第1の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第4の1の表屋内運動場の項中「1,020」を「1,030」に、「850」を「860」に改め、同表1の表備考1を次のように改める。

1 別表第1の1の表備考1、備考2及び備考4の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第4の1の表備考中2及び3を削り、4を2とし、同表備考5中「備考4」を「備考2」に、「1から3までのいずれかに該当する場合は、1から3まで」を「1に該当する場合は、1」に改め、同表備考5を同表備考3とし、同表備考6を同表備考4とし、同表備考7を同表備考5とし、別表第4の2の表備考中「1の表備考1」を「別表第1の1の表備考1」に改める。

別表第5の1の表野球場の項中「1,020」を「1,030」に、「2,050」を「2,080」に、「1,850」を「1,880」に、「3,700」を「3,760」に改め、同表多目的広場の項中「910」を「920」に、「1,820」を「1,850」に、「1,640」を「1,670」に、「3,290」を「3,350」に、「820」を「830」に改め、同表テニスコート（1面）の項中「610」を「620」に、「1,230」を「1,250」に、「720」を「730」に、「1,440」を「1,460」に改め、同表グランドゴルフ場の項中「5,100」を「5,190」に、「10,200」を「10,380」に、「2,550」を「2,590」に改め、同表プールの項中「16,250」を「16,550」に、「21,600」を「22,000」に、「32,400」を「33,000」に、「8,120」を「8,270」に、「10,800」を「11,000」に改め、別表第5の2の表野球場の項中

「2,160」を「2,200」に改める。

別表第6の1の表多目的広場の項中「800」を「810」に、「1,600」を「1,620」に、「1,440」を「1,460」に、「2,880」を「2,930」に、「720」を「730」に改め、同表テニスコート（1面）の項中「610」を「620」に、「1,230」を「1,250」に、「720」を「730」に、「1,440」を「1,460」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第5の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第7の1の表中「610」を「620」に、「820」を「830」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第5の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第8の1(1)の表アマチュアスポーツ等に使用する場合の項中「4,920」を「5,010」に、「4,100」を「4,170」に、「2,460」を「2,500」に、「2,050」を「2,080」に、「3,690」を「3,750」に、「3,070」を「3,120」に、「1,840」を「1,870」に、「1,530」を「1,550」に、「1,230」を「1,250」に、「1,020」を「1,030」に、「610」を「620」に、「14,760」を「15,030」に、「12,300」を「12,520」に、「17,220」を「17,530」に、「14,350」を「14,610」に、「19,680」を「20,040」に、「16,400」を「16,700」に、「24,600」を「25,050」に、「20,500」を「20,870」に改め、同表商業宣伝、営業目的等に使用する場合の項中「12,300」を「12,520」に、「10,250」を「10,430」に、「6,150」を「6,260」に、「5,120」を「5,210」に、「9,220」を「9,390」に、「7,680」を「7,820」に、「4,610」を「4,690」に、「3,840」を「3,910」に、「3,070」を「3,120」に、「2,550」を「2,590」に、「1,530」を「1,550」に、「1,270」を「1,290」に、「36,900」を「37,580」に、「30,750」を「31,310」に、「43,050」を「43,840」に、「35,870」を「36,530」に、「49,200」を「50,110」に、「41,000」を「41,750」に、「61,500」を「62,630」に、「51,250」を「52,190」に、「770」を「780」に改め、同表備考3を次のように改める。

3 別表第4の1の表備考4及び備考5の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第8の1(1)の表備考4を削り、別表第8の1(2)の表アマチュアスポーツ等に使用する場合の項中「1,850」を「1,880」に、「1,540」を「1,560」に、「920」を「930」に、「760」を「770」に改め、同表商業宣伝、営業目的等に使用する場合の項中「4,620」を「4,700」に、

「3,850」を「3,920」に、「2,310」を「2,350」に、「1,920」を「1,950」に改め、別表第8の1(3)の表専用使用の項中「920」を「930」に、「760」を「770」に、「2,300」を「2,340」に、「1,910」を「1,940」に、「1,270」を「1,290」に、「1,050」を「1,060」に改め、別表第8の1(4)の表非営利目的に使用する場合の項中「610」を「620」に改め、同表商業宣伝、営業目的等を使用する場合の項中「1,520」を「1,540」に、「760」を「770」に改め、別表第8の1(5)の表プールの項中「3,080」を「3,130」に、「1,230」を「1,250」に改め、同表スタジオの項中「610」を「620」に、「1,520」を「1,540」に、「720」を「730」に、「820」を「830」に改め、同表共通定期券の項中「7,000」を「7,120」に改め、同表共通回数券の項中「5,140」を「5,230」に、「1,020」を「1,030」に改め、同表法人利用券（プール及びトレーニング室に限る。）の項中「308,570」を「314,280」に、「102,850」を「104,750」に、「51,420」を「52,370」に改め、別表第8の2の表アリーナの項中「1,440」を「1,460」に、「720」を「730」に改め、別表第8の3の表アリーナの項中「5,140」を「5,230」に改め、同表武道場の項中「1,020」を「1,030」に改め、別表第8の4の表電光掲示板の項中「1,020」を「1,030」に改め、別表第8の5の表中「5,140」を「5,230」に、「1,020」を「1,030」に改める。

別表第9の1の表野球場・陸上競技場の項中「800」を「810」に、「1,440」を「1,460」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 別表第1の1の表備考1の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第9の2の表野球場・陸上競技場の項中「1,020」を「1,030」に改める。

別表第10の1(1)の表入場料を徴収しない場合の項中「3,690」を「3,750」に、「3,070」を「3,120」に、「1,840」を「1,870」に、「1,530」を「1,550」に、「2,460」を「2,500」に、「2,050」を「2,080」に、「1,230」を「1,250」に、「1,020」を「1,030」に、「920」を「930」に、「760」を「770」に、「610」を「620」に改め、同表入場料を徴収する場合の項中「11,070」を「11,270」に、「9,220」を「9,390」に、「12,910」を「13,140」に、「10,750」を「10,940」に、「14,760」を「15,030」に、「12,300」を「12,520」に、「18,450」を「18,790」に、「15,370」を「15,650」に改め、同表備考1を次のように改める。

1 別表第1の1の表備考4の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。
別表第10の1(1)の表備考4を次のように改める。

4 別表第4の1の表備考4及び備考5の規定は、この表における利用料金の額の算定について準用する。

別表第10の1(1)の表備考5を削り、別表第10の1(2)の表全面の項中「920」を「930」に、「760」を「770」に改め、別表第10の1(3)の表研修室の項中「610」を「620」に改め、同表備考中「(1)の表備考1」を「別表第1の1の表備考4」に改め、別表第10の1(4)の表共通定期券の項中「7,000」を「7,120」に改め、別表第10の2の表アリーナの項中「1,080」を「1,100」に、「720」を「730」に、「540」を「550」に改め、別表第10の5の表放送設備の項中「1,020」を「1,030」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第15条（掛川市道路占用料等徴収条例別表の改正規定に限る。）、第18条（掛川市公民館条例別表第2の改正規定（「エレクトーン」を「電子オルガン」に改める部分に限る。）に限る。）、第21条（掛川市文化会館シオーネ条例別表の改正規定（「エレクトーン」を「電子オルガン」に改める部分に限る。）に限る。）及び第36条（掛川市スポーツ施設条例別表第1の改正規定（「SBO表示板」を「BSO表示板」に改める部分に限る。）に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

（掛川市行政財産の使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条、第9条から第14条まで、第18条から第24条まで、第28条から第34条まで及び第36条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後における使用許可に係る使用料又は利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

- (1) 掛川市行政財産の使用料条例
- (2) 掛川市老人福祉センター条例
- (3) 掛川市森の都ならここの里条例
- (4) 掛川市健康ふれあい館条例
- (5) 掛川市プラザ大須賀条例
- (6) 掛川市農村環境改善センター条例
- (7) 掛川市都市公園条例
- (8) 掛川市公民館条例
- (9) 掛川市生涯学習センター条例
- (10) 掛川市美感ホール条例
- (11) 掛川市文化会館シオーネ条例

- (12) 掛川市茶室条例
- (13) 掛川市立学校体育施設等使用条例
- (14) 掛川城条例
- (15) 掛川市清水邸条例
- (16) 掛川市吉岡彌生記念館条例
- (17) 遠州南部とうもんの里総合案内所条例
- (18) 掛川市市民交流センター条例
- (19) 掛川市総合福祉センター条例
- (20) 掛川市竹の丸条例
- (21) 掛川市ステンドグラス美術館条例
- (22) 掛川市スポーツ施設条例

(掛川市自転車等駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の掛川市自転車等駐車場条例別表第2の規定は、施行日以後に発行する定期駐車券に係る使用料から適用し、施行日前に発行した定期駐車券に係る使用料については、なお従前の例による。

(掛川大手門駐車場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の掛川大手門駐車場条例別表の規定は、施行日以後に発行する定期駐車券に係る利用料金から適用し、施行日前に発行した定期駐車券に係る利用料金については、なお従前の例による。

(掛川市汚水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第5条の規定による改正後の掛川市汚水処理施設条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続して汚水処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から当該使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(掛川市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第6条の規定による改正後の掛川市公共下水道条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前か

ら継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から当該使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（掛川市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 第7条の規定による改正後の掛川市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定にかかわらず、施行日前から継続して排水処理施設を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から当該使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（掛川市道路占用料等徴収条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第15条から第17条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後における許可に係る占用料、占用料等又は流水占用料等から適用し、施行日前における許可に係る占用料、占用料等又は流水占用料等については、なお従前の例による。

- (1) 掛川市道路占用料等徴収条例
- (2) 掛川市普通河川条例
- (3) 掛川市準用河川占用料等徴収条例

（掛川市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第25条の規定による改正後の掛川市水道事業給水条例（以下「新水道給水条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該水道料金を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から当該水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日まで

の期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

- 10 新水道給水条例別表第2の規定は、施行日以後における承認に係る加入金から適用し、施行日前における承認に係る加入金については、なお従前の例による。

(掛川市簡易水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第26条の規定による改正後の掛川市簡易水道条例別表の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの(施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該水道料金を前回確定日(その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から当該水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(掛川市飲料水供給施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 第27条の規定による改正後の掛川市飲料水供給施設条例(以下「新飲料水供給施設条例」という。)別表第1の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの(施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、当該水道料金を前回確定日(その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から当該水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分)については、なお従前の例による。この場合において、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

- 13 新飲料水供給施設条例別表第2の規定は、施行日以後における承認に係る加入金から適用し、施行日前における承認に係る加入金については、なお従前の例による。

(小笠掛川急患診療所条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 第35条の規定による改正後の小笠掛川急患診療所条例別表第2の規定は、施行日以後にされる文書の交付の請求に係る手数料について適用し、施行日前にされた文書の交付の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第20号

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 （略） 2 （略）	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第8条 （略） 2 （略） <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し 必要な事項は、規則で定める。</u>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

掛川市表彰条例の一部改正について

掛川市表彰条例（平成18年掛川市条例第 3 号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市表彰条例の一部を改正する条例

掛川市表彰（平成18年掛川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（表彰の種類） 第2条 表彰は、功労表彰及び篤行表彰とする。 （功労表彰） 第3条 （略） （篤行表彰） 第4条 （略）	（表彰の種類） 第2条 表彰は、功労表彰、<u>特別功労表彰</u>及び篤行表彰とする。 （功労表彰） 第3条 （略） <u>（特別功労表彰）</u> <u>第3条の2 特別功労表彰は、前条の功労表彰に該当するもののうち、その功績が極めて顕著なものに対して市長が行う。</u> （篤行表彰） 第4条 （略）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 2 2 号

掛川市部設置条例の一部改正について

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。 (1)・(2) (略) <u>(3) 市民協働部</u> (4)・(5) (略) <u>(6) 環境経済部</u> (7)～(9) (略) （部の事務分掌） 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>市民協働部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 観光に関すること。</u> 4・5 (略) 6 <u>環境経済部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) 農業に関すること。</u> <u>(3) 森林施策に関すること。</u> <u>(4) 土地改良に関すること。</u> <u>(5) 環境衛生に関すること。</u> 7～9 (略)	（設置） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を設置する。 (1)・(2) (略) <u>(3) 協働環境部</u> (4)・(5) (略) <u>(6) 産業経済部</u> (7)～(9) (略) （部の事務分掌） 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>協働環境部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 環境衛生に関すること。</u> 4・5 (略) 6 <u>産業経済部</u>の事務分掌は、次のとおりとする。 (1) (略) <u>(2) 観光に関すること。</u> <u>(3) 農業に関すること。</u> <u>(4) 森林施策に関すること。</u> <u>(5) 土地改良に関すること。</u> 7～9 (略)

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																				
別表第2（第3条関係） 級別基準職務表 <table> <tr> <th>職務の級</th><th>職 務 の 内 容</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>6 級</td><td> 1 (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) </td></tr> <tr> <td>7 級</td><td> 1～3 (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) </td></tr> <tr> <td>8 級</td><td> <u>1</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) </td></tr> </table>	職務の級	職 務 の 内 容	(略)		6 級	1 (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略)	7 級	1～3 (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)	8 級	<u>1</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略)	別表第2（第3条関係） 級別基準職務表 <table> <tr> <th>職務の級</th><th>職 務 の 内 容</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>6 級</td><td> 1 (略) <u>2</u> <u>政策官の職務</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略) </td></tr> <tr> <td>7 級</td><td> 1～3 (略) <u>4</u> <u>市長政策室長の職務</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) </td></tr> <tr> <td>8 級</td><td> <u>1</u> <u>戦略監の職務</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) </td></tr> </table>	職務の級	職 務 の 内 容	(略)		6 級	1 (略) <u>2</u> <u>政策官の職務</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略)	7 級	1～3 (略) <u>4</u> <u>市長政策室長の職務</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)	8 級	<u>1</u> <u>戦略監の職務</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)
職務の級	職 務 の 内 容																				
(略)																					
6 級	1 (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略)																				
7 級	1～3 (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)																				
8 級	<u>1</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略)																				
職務の級	職 務 の 内 容																				
(略)																					
6 級	1 (略) <u>2</u> <u>政策官の職務</u> <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) <u>12</u> (略)																				
7 級	1～3 (略) <u>4</u> <u>市長政策室長の職務</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) <u>10</u> (略)																				
8 級	<u>1</u> <u>戦略監の職務</u> <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> (略)																				

(掛川市生涯学習まちづくり土地条例の一部改正)

3 掛川市生涯学習まちづくり土地条例（平成17年掛川市条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>市民協働部</u> において処理する。	(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>協働環境部</u> において処理する。

(掛川市環境基本条例の一部改正)

4 掛川市環境基本条例（平成17年掛川市条例第227号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>環境経済部</u> において処理する。	(庶務) 第26条 審議会の庶務は、 <u>協働環境部</u> において処理する。

(掛川市自然環境の保全に関する条例の一部改正)

5 掛川市自然環境の保全に関する条例（平成18年掛川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分

に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(庶務) 第19条 審議会の庶務は、 <u>環境経済部</u> において処理する。	(庶務) 第19条 審議会の庶務は、 <u>協働環境部</u> において処理する。

議案第 23 号

掛川市職員定数条例の一部改正について

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>114人</u> (4)～(7) (略) (8) 消防職員 <u>112人</u> (9) (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>118人</u> (4)～(7) (略) (8) 消防職員 <u>114人</u> (9) (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 24 号

掛川市国民健康保険税条例の一部改正について

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（課税額） 第3条 （略） 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。 3・4 （略） （国民健康保険税の減額） 第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)～(3) （略）	（課税額） 第3条 （略） 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3・4 （略） （国民健康保険税の減額） 第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1)～(3) （略）

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 25 号

掛川市介護保険条例の一部改正について

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市介護保険条例の一部を改正する条例

掛川市介護保険条例（平成17年掛川市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（指定地域密着型サービスの事業の基準） 第11条の3 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定する基準とする。	（指定地域密着型サービスの事業の基準） 第11条の3 <u>法第78条の2の2第1項第1号及び</u>第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに<u>第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項の</u>条例で定める設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に規定する基準とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（掛川市手数料条例の一部改正）

- 2 掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（介護保険法による手数料） 第20条の5 介護保険法（平成9年法律第123	（介護保険法による手数料） 第20条の5 介護保険法（平成9年法律第123

号)の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1) 第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定 20,000円

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

号)の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定等の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、1件につき当該各号に定める額とする。

(1) 第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者 (次号に掲げるものを除く。)の指定 20,000円

(2) 第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者のうち、第78条の2の2に規定する共生型地域密着型サービス事業者の特例に該当するもの(以下「共生型サービス事業者」という。)の指定 10,000円

(3) (略)

(4) 第78条の12において読み替えて準用する第70条の2第4項において準用する同条第1項の規定に基づく共生型サービス事業者の指定の更新 6,000円

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

議案第26号

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年掛川市条例第93号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年掛川市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（一般廃棄物の処理手数料） 第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を手数料として徴収するものとする。 (1) 高瀬瓦礫処分場又は東大谷瓦礫処分場に自己搬入された一般廃棄物の処理に係る手数料 別表第1に定める額 (2) （略） 2 市長は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる指定袋（一般廃棄物を搬出するために用いる容器として市長が指定する袋をいう。）の容量の区分に応じ、当該各号に定める額を一般廃棄物の処理に係る手数料として徴収するものとする。 (1) 30リットル 1枚につき<u>21円60銭</u> (2) 20リットル 1枚につき<u>17円40銭</u>	（一般廃棄物の処理手数料） 第8条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に<u>1.10</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を手数料として徴収するものとする。 (1) 高瀬瓦礫処分場に自己搬入された一般廃棄物の処理に係る手数料 別表第1に定める額 (2) （略） 2 市長は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる指定袋（一般廃棄物を搬出するために用いる容器として市長が指定する袋をいう。）の容量の区分に応じ、当該各号に定める額を一般廃棄物の処理に係る手数料として徴収するものとする。 (1) 30リットル 1枚につき<u>22円</u> (2) 20リットル 1枚につき<u>17円80銭</u>

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条第1項第1号の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条第1項（第1号を除く。）の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物に係る手数料から適用し、施行日前に搬入された一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第27号

掛川市再開発住宅管理条例及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部改正について

掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例（平成17年掛川市条例第146号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市再開発住宅管理条例及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部を改正する条例

(掛川市再開発住宅管理条例の一部改正)

第1条 掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(入居者の選考) 第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、<u>市長</u>は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。 2 (略) (入居の決定通知) 第7条 <u>市長</u>は、前条の規定により再開発住宅の入居者を決定したときは、その者に対して入居決定書を交付して、再開発住宅へ入居させることができる日（以下「入居可能日」という。）を指定するものとする。 (入居の手続) 第8条 再開発住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、<u>市長</u>が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) (略) 2 再開発住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。 3 <u>市長</u>は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、<u>若しくは連帯保証人を1人とし、又は同項第2号に規定す</u>	(入居者の選考) 第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき再開発住宅の戸数を超えるときは、<u>指定管理者</u>は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。 2 (略) (入居の決定通知) 第7条 <u>指定管理者</u>は、前条の規定により再開発住宅の入居者を決定したときは、その者に対して入居決定書を交付して、再開発住宅へ入居させることができる日（以下「入居可能日」という。）を指定するものとする。 (入居の手続) 第8条 再開発住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、<u>指定管理者</u>が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。 (2) (略) 2 再開発住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者</u>が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。 3 <u>指定管理者</u>は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、<u>又は連帯保証人を1人とすることができる。</u>

る敷金を減免し、若しくは徴収猶予することができる。

- 4 市長は、再開発住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、再開発住宅入居の決定を取り消すことができる。

(家賃の納付)

第11条 家賃は、第7条の規定により市長が指定した入居可能日から徴収する。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第15条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該再開発住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(市営住宅管理条例の準用)

第16条 市営住宅管理条例第12条、第13条、第19条から第27条まで、第40条及び第54条から第68条までの規定は、再開発住宅の管理について準用する。

2 (略)

- 4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第2号に規定する敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

- 5 指定管理者は、再開発住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、再開発住宅入居の決定を取り消すことができる。

(家賃の納付)

第11条 家賃は、第7条の規定により指定管理者が指定した入居可能日から徴収する。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第15条 指定管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該再開発住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) (略)

2 (略)

(市営住宅管理条例の準用)

第16条 市営住宅管理条例第12条、第13条、第19条から第27条まで、第40条、第54条から第66条まで及び第69条の規定は、再開発住宅の管理について準用する。

2 (略)

(掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の一部改正)

第2条 掛川市住環境整備モデル住宅管理条例（平成17年掛川市条例第146号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(入居者の選考) 第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべきモデル住宅の戸数を超えるときは、市長	(入居者の選考) 第6条 入居の申込みをした者の数が入居させるべきモデル住宅の戸数を超えるときは、指定管

は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

2 (略)

(入居の決定通知)

第7条 市長は、前条の規定によりモデル住宅の入居者を決定したときは、その者に対して入居決定書を交付して、モデル住宅へ入居させることができる日（以下「入居可能日」という。）を指定するものとする。

(入居の手続)

第8条 モデル住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) (略)

2 モデル住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、若しくは連帯保証人を1人とし、又は同項第2号に規定する敷金を減免し、若しくは徴収を猶予することができる。

4 市長は、モデル住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、モデル住宅入居の決定を取り消すことができる。

(家賃の納付)

第11条 家賃は、第7条の規定により市長が指定した入居可能日から徴収する。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第15条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該モデル住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) (略)

理者は、申込者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。

2 (略)

(入居の決定通知)

第7条 指定管理者は、前条の規定によりモデル住宅の入居者を決定したときは、その者に対して入居決定書を交付して、モデル住宅へ入居させることができる日（以下「入居可能日」という。）を指定するものとする。

(入居の手続)

第8条 モデル住宅の入居決定者は、入居決定書の交付を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、指定管理者が適当と認める2人の連帯保証人の連署する請書を提出すること。

(2) (略)

2 モデル住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、前項の規定にかかわらず、指定管理者が別に指示する期間内に、同項に定める手続をしなければならない。

3 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する請書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は連帯保証人を1人とし、又は同項第2号に規定する敷金を減免し、若しくは徴収を猶予することができる。

4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第2号に規定する敷金を減免し、又は徴収を猶予することができる。

5 指定管理者は、モデル住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、モデル住宅入居の決定を取り消すことができる。

(家賃の納付)

第11条 家賃は、第7条の規定により指定管理者が指定した入居可能日から徴収する。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第15条 指定管理者は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該モデル住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) (略)

2 (略) (市営住宅管理条例の準用) 第16条 市営住宅管理条例第12条、第13条、第19条から第27条まで、第40条及び第54条から第68条までの規定は、モデル住宅の管理について準用する。 2 (略)	2 (略) (市営住宅管理条例の準用) 第16条 市営住宅管理条例第12条、第13条、第19条から第27条まで、第40条、<u>第54条から第66条まで及び第69条</u>の規定は、モデル住宅の管理について準用する。 2 (略)
--	--

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日までに、改正前の掛川市再開発住宅管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第1条の規定による改正後の掛川市再開発住宅管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までに、改正前の掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の掛川市住環境整備モデル住宅管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

議案第28号

掛川市公共用施設維持基金条例の一部改正について

掛川市公共用施設維持基金条例（平成17年掛川市条例第50号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市公共用施設維持基金条例の一部を改正する条例

掛川市公共用施設維持基金条例（平成17年掛川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(処分) 第6条（略） 2 基金の処分対象施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(3)（略） <u>(4) 大東プール</u> (5)・(6)（略） <u>(7) 大坂幼稚園プール</u> <u>(8)（略）</u> <u>(9)（略）</u> <u>(10)（略）</u> <u>(11)（略）</u> <u>(12)（略）</u> <u>(13) 大坂上水道受水タンク</u>	(処分) 第6条（略） 2 基金の処分対象施設は、次に掲げる施設とする。 (1)～(3)（略） <u>(4) 大東総合運動場プール</u> (5)・(6)（略） <u>(7)（略）</u> <u>(8)（略）</u> <u>(9)（略）</u> <u>(10)（略）</u> <u>(11)（略）</u> <u>(12) 西部配水池</u>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 29 号

掛川市防災会議条例の一部改正について

掛川市防災会議条例（平成17年掛川市条例第79号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市防災会議条例の一部を改正する条例

掛川市防災会議条例（平成17年掛川市条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員 <u>30人</u> 以内を もって組織する。 2～7 （略）	(会長及び委員) 第3条 防災会議は、会長及び委員 <u>35人</u> 以内を もって組織する。 2～7 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

掛川市国民保護協議会条例の一部改正について

掛川市国民保護協議会条例（平成18年掛川市条例第2号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市国民保護協議会条例の一部を改正する条例

掛川市国民保護協議会条例（平成18年掛川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(定数) 第2条 協議会の委員の定数は、 <u>30人</u> 以内とする。	(定数) 第2条 協議会の委員の定数は、 <u>35人</u> 以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

掛川市立学校設置条例の一部改正について

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																						
別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 幼稚園 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>掛川市立千浜幼稚園</td><td>掛川市千浜5870番地</td></tr> <tr> <td>掛川市立大坂幼稚園</td><td>掛川市三俣239番地の1</td></tr> <tr> <td>掛川市立睦浜幼稚園</td><td>掛川市三俣239番地の1</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立千浜幼稚園	掛川市千浜5870番地	掛川市立大坂幼稚園	掛川市三俣239番地の1	掛川市立睦浜幼稚園	掛川市三俣239番地の1	(略)		別表（第2条関係） 1・2 （略） 3 幼稚園 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>掛川市立千浜幼稚園</td><td>掛川市三俣239番地の1</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立千浜幼稚園	掛川市三俣239番地の1			(略)	
名 称	位 置																						
(略)																							
掛川市立千浜幼稚園	掛川市千浜5870番地																						
掛川市立大坂幼稚園	掛川市三俣239番地の1																						
掛川市立睦浜幼稚園	掛川市三俣239番地の1																						
(略)																							
名 称	位 置																						
(略)																							
掛川市立千浜幼稚園	掛川市三俣239番地の1																						
(略)																							

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 3 2 号

掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例の廃止について

掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例（平成17年掛川市条例第143号）を
廃止する条例を裏面のとおり定める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日 提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例を廃止する条例

掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例（平成17年掛川市条例第143号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた廃止前の掛川市における旅館業を目的とする建築の規制に関する条例第3条第1項の同意の申請であって、この条例の施行の際、同意又は不同意の意思表示がなされていないものに係る同意については、なお従前の例による。

平成30年度掛川市一般会計補正予算（第7号）

平成30年度掛川市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ483,861千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,463,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市税		20,634,624	363,052	20,997,676
	1 市民税	8,384,395	360,252	8,744,647
	5 入湯税	27,000	2,800	29,800
2 地方譲与税		536,000	△23,000	513,000
	1 地方揮発油譲与税	147,000	2,000	149,000
	2 自動車重量譲与税	389,000	△25,000	364,000
3 利子割交付金		28,000	6,000	34,000
	1 利子割交付金	28,000	6,000	34,000
5 株式等譲渡所得割交付金		103,000	△20,000	83,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	103,000	△20,000	83,000
6 地方消費税交付金		2,287,000	9,000	2,296,000
	1 地方消費税交付金	2,287,000	9,000	2,296,000
7 ゴルフ場利用税交付金		72,000	△4,000	68,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	72,000	△4,000	68,000
8 自動車取得税交付金		205,000	2,000	207,000
	1 自動車取得税交付金	205,000	2,000	207,000
10 地方交付税		3,158,035	19,525	3,177,560
	1 地方交付税	3,158,035	19,525	3,177,560
12 分担金及び負担金		452,851	9,736	462,587
	1 分担金	12,636	10,860	23,496
	2 負担金	440,215	△1,124	439,091
13 使用料及び手数料		679,247	10	679,257
	2 手数料	209,051	10	209,061
14 国庫支出金		5,636,449	△184,865	5,451,584

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 国庫負担金	3,963,047	△45,053	3,917,994
	2 国庫補助金	1,624,401	△139,883	1,484,518
	3 委託金	49,001	71	49,072
15 県支出金		3,292,396	100,753	3,393,149
	1 県負担金	1,637,351	△9,497	1,627,854
	2 県補助金	1,436,597	101,213	1,537,810
	3 委託金	218,448	9,037	227,485
16 財産収入		64,987	54,741	119,728
	1 財産運用収入	29,007	△2,493	26,514
	2 財産売却収入	35,980	57,234	93,214
17 寄附金		663,400	150,650	814,050
	1 寄附金	663,400	150,650	814,050
18 繰入金		1,645,704	△734,076	911,628
	1 基金繰入金	1,442,243	△734,076	708,167
20 諸収入		2,728,792	△52,787	2,676,005
	3 貸付金元利収入	1,337,104	△8,761	1,328,343
	4 雑入	1,360,476	△44,026	1,316,450
21 市債		5,378,900	△180,600	5,198,300
	1 市債	5,378,900	△180,600	5,198,300
歳 入 合 計		48,947,589	△483,861	48,463,728

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		279,584	△2,077	277,507
	1 議会費	279,584	△2,077	277,507
2 総務費		5,204,604	79,915	5,284,519
	1 総務管理費	4,355,413	82,674	4,438,087
	2 賦課徴収費	529,578	△307	529,271
	3 戸籍住民基本台帳費	258,408	△11,763	246,645
	4 選挙費	11,978	10,036	22,014
	5 統計調査費	10,866	△725	10,141
3 民生費		14,819,031	△218,838	14,600,193
	1 社会福祉費	6,393,239	△101,638	6,291,601
	2 児童福祉費	7,732,018	△44,215	7,687,803
	3 生活保護費	678,101	△72,985	605,116
4 衛生費		5,175,632	△83,417	5,092,215
	1 保健費	2,838,167	△825	2,837,342
	2 衛生費	370,174	△24,188	345,986
	3 清掃費	1,967,291	△58,404	1,908,887
5 労働費		1,345,315	△8,761	1,336,554
	1 労働諸費	1,345,315	△8,761	1,336,554
6 農林水産業費		1,341,232	72,560	1,413,792
	1 農業費	448,478	67,284	515,762
	2 農地費	770,695	5,338	776,033
	3 林業費	122,028	△62	121,966
7 商工費		1,252,766	40,583	1,293,349
	1 商工費	1,252,766	40,583	1,293,349
8 土木費		5,372,721	△209,802	5,162,919
	2 道路橋梁費	1,803,484	△101,941	1,701,543

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	3 河川費	706,801	△33,790	673,011
	4 都市計画費	2,230,052	△63,032	2,167,020
	5 住宅費	394,276	△11,039	383,237
9 消防費		1,573,672	△46,359	1,527,313
	1 消防費	1,573,672	△46,359	1,527,313
10 教育費		7,144,435	△106,665	7,037,770
	1 教育総務費	271,384	△288	271,096
	2 小学校費	2,294,175	△8,392	2,285,783
	3 中学校費	439,067	△5,365	433,702
	4 幼稚園費	1,256,212	3,451	1,259,663
	5 社会教育費	971,602	△35,545	936,057
	6 保健体育費	1,911,995	△60,526	1,851,469
12 公債費		5,189,048	△1,000	5,188,048
	1 公債費	5,189,048	△1,000	5,188,048
歳 出 合 計		48,947,589	△483,861	48,463,728

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	東山口3工区地籍調査事業	39,991
2 総務費	1 総務管理費	各和2工区地籍調査事業	16,716
3 民生費	2 児童福祉費	認定こども園施設整備事業	58,700
6 農林水産業費	1 農業費	被災農業者向け経営体育成支援事業	107,500
6 農林水産業費	1 農業費	被災農業者等施設復旧事業	1,100
6 農林水産業費	2 農地費	湛水防除施設管理事業	31,860
7 商工費	1 商工費	観光施設等維持整備事業	35,878
8 土木費	2 道路橋梁費	桜木中横断線改良事業	25,459
8 土木費	2 道路橋梁費	郡道坂線改良事業	21,242
8 土木費	2 道路橋梁費	掛川駅梅橋線改良事業	33,000
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁耐震補強事業	82,358
8 土木費	2 道路橋梁費	事業関連道路改良事業	30,044
8 土木費	2 道路橋梁費	歩道改良事業	70,168
8 土木費	3 河川費	海岸防災林強化事業	28,500
8 土木費	4 都市計画費	下垂木地区まちづくり事業	65,316
8 土木費	5 住宅費	市営住宅使用料徴収事業	1,899

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
県議会議員用ポスター掲示場設置・保守管理・撤去業務委託	自 平成 30 年度 至 平成 31 年度	2,233
県議会議員用選挙事務補助員派遣業務委託	自 平成 30 年度 至 平成 31 年度	2,106
医療事務等業務委託	自 平成 30 年度 至 平成 33 年度	35,586

第4表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
民生債 (△48,500減)	認定こども園整備事業 (△48,500減)	900,500	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		852,000			
農林水産債 (△21,400減)	農業農村整備事業 (△21,100減)	93,800			
		72,700			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業) (△300減)	7,000			
		6,700			
土木債 (△105,900減)	辺地対策事業 (市道改良事業) (△14,900減)	64,000			
		49,100			
	合併推進道路整備事業 (△3,800減)	158,700			
		154,900			
	事業関連道路改良事業 (△60,400減)	109,800			
		49,400			
	海岸防災林強化事業 (△14,100減)	396,600			
		382,500			
	歴史・文化伝承のまちづくり事業 (△800減)	47,500			
		46,700			
消防債 (△5,400減)	消防ポンプ車整備事業 (△1,600減)	311,400			
		299,500			
	分団消防センター整備事業 (△3,800減)	14,100			
		12,500			
		37,200			
		33,400			

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
教育債 (600増)	教育施設空調設備 設置事業 (17,800増)	1,009,100	証書借入	政府資金は指 定利率。その 他は5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	借入先の融資 条件に従う。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間中 でも繰上償還 をなし又は償 還期限を短縮 し若しくは低 利債に借換え することがで きる。		
		1,026,900					
	文化会館シオーネ 改修事業 (△2,000減)	11,400				9,400	
		和田岡古墳群 史跡整備事業 (△2,200減)					31,000
	総合体育館 改修事業 (△13,000減)					127,300	114,300
		合 計 (△180,600減)				5,378,900	
						5,198,300	

平成30年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成30年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ398,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,231,021千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		2,497,070	△66,468	2,430,602
	1 国民健康保険税	2,497,070	△66,468	2,430,602
4 県支出金		7,794,271	458,483	8,252,754
	1 県補助金	7,794,271	458,483	8,252,754
5 財産収入		588	27	615
	1 財産運用収入	588	27	615
6 繰入金		900,188	3,536	903,724
	1 一般会計繰入金	780,188	3,536	783,724
8 諸収入		32,093	3,188	35,281
	3 雑入	7,794	3,188	10,982
歳 入 合 計		11,832,255	398,766	12,231,021

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 156,013	千円 240	千円 156,253
	1 総務管理費	114,144	240	114,384
2 保険給付費		7,756,019	386,008	8,142,027
	1 療養諸費	6,682,872	385,608	7,068,480
	2 高額療養費	1,011,000	400	1,011,400
5 保健事業費		130,412	△3,890	126,522
	1 保健事業費	130,412	△3,890	126,522
6 基金積立金		168,484	614	169,098
	1 基金積立金	168,484	614	169,098
8 諸支出金		359,333	△24	359,309
	1 償還金及び還付加算金	155,872	△24	155,848
9 予備費		14,888	15,818	30,706
	1 予備費	14,888	15,818	30,706
歳 出 合 計		11,832,255	398,766	12,231,021

平成30年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,210,497千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 897,048	千円 19,646	千円 916,694
	1 後期高齢者医療保険料	897,048	19,646	916,694
3 繰入金		284,334	△3,603	280,731
	1 一般会計繰入金	284,334	△3,603	280,731
歳 入 合 計		1,194,454	16,043	1,210,497

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 1,120,726	千円 17,818	千円 1,138,544
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,120,726	17,818	1,138,544
3 保健事業費		38,897	△1,775	37,122
	1 保健事業費	38,897	△1,775	37,122
歳 出 合 計		1,194,454	16,043	1,210,497

平成30年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ85,327千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,476,036千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 保険料		2, 222, 958	44, 819	2, 267, 777
	1 介護保険料	2, 222, 958	44, 819	2, 267, 777
2 分担金及び負担金		27, 224	△4	27, 220
	1 負担金	27, 224	△4	27, 220
4 国庫支出金		1, 951, 200	△13, 207	1, 937, 993
	1 国庫負担金	1, 564, 918	△21, 150	1, 543, 768
	2 国庫補助金	386, 282	7, 943	394, 225
5 支払基金交付金		2, 423, 816	△24, 906	2, 398, 910
	1 支払基金交付金	2, 423, 816	△24, 906	2, 398, 910
6 県支出金		1, 352, 240	△15, 674	1, 336, 566
	1 県負担金	1, 298, 652	△17, 525	1, 281, 127
	2 県補助金	53, 588	1, 851	55, 439
7 財産収入		964	△1	963
	1 財産運用収入	964	△1	963
8 繰入金		1, 446, 807	△76, 345	1, 370, 462
	1 一般会計繰入金	1, 408, 354	△37, 892	1, 370, 462
	2 基金繰入金	38, 453	△38, 453	0
10 諸収入		7, 653	△9	7, 644
	1 延滞金加算金及び過料	10	130	140
	3 雑入	7, 633	△139	7, 494
歳 入 合 計		9, 561, 363	△85, 327	9, 476, 036

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 207,451	千円 △2,220	千円 205,231
	1 総務管理費	55,954	△300	55,654
	3 介護認定審査会費	139,847	△1,920	137,927
2 保険給付費		9,221,748	△121,256	9,100,492
	1 保険給付費等諸費	8,817,937	△119,000	8,698,937
	2 地域支援事業費	403,811	△2,256	401,555
3 基金積立金		46,885	38,149	85,034
	1 基金積立金	46,885	38,149	85,034
歳 出 合 計		9,561,363	△85,327	9,476,036

平成30年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）

平成30年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ579,226千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

6

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 46,818	千円 39	千円 46,857
	1 財産運用収入	762	39	801
2 繰入金		46,848	97	46,945
	1 基金繰入金	46,848	97	46,945
4 諸収入		30	58	88
	1 預金利子	30	58	88
歳 入 合 計		579,032	194	579,226

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共用地取得事業費		千円 579,032	千円 194	千円 579,226
	1 公共用地取得事業費	579,032	194	579,226
歳 出 合 計		579,032	194	579,226

平成30年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）

平成30年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,312千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,696千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 104,637	千円 △1,400	千円 103,237
	1 使用料	104,637	△1,400	103,237
2 繰入金		8,400	△8,400	0
	1 基金繰入金	8,400	△8,400	0
4 諸収入		1,028	488	1,516
	2 雑入	1,027	488	1,515
歳 入 合 計		115,008	△9,312	105,696

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 駅周辺施設管理費		千円 111,872	千円 △9,380	千円 102,492
	1 駅周辺施設管理費	111,872	△9,380	102,492
3 予備費		501	68	569
	1 予備費	501	68	569
歳 出 合 計		115,008	△9,312	105,696

平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ21,706千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,777,556千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		36,384	6,155	42,539
	1 分担金	3,288	1,292	4,580
	2 負担金	33,096	4,863	37,959
2 使用料及び手数料		593,721	19,400	613,121
	1 使用料	593,600	19,400	613,000
4 繰入金		1,185,018	△25,761	1,159,257
	1 一般会計繰入金	1,185,018	△25,761	1,159,257
6 市債		817,900	△21,500	796,400
	1 市債	817,900	△21,500	796,400
歳 入 合 計		2,799,262	△21,706	2,777,556

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		千円 1,643,633	千円 △21,706	千円 1,621,927
	1 下水道建設事業費	1,060,281	△21,706	1,038,575
2 公債費		1,155,529	0	1,155,529
	1 公債費	1,155,529	0	1,155,529
歳 出 合 計		2,799,262	△21,706	2,777,556

第2表 地方債補正

1. 変更の部（上段：補正前 下段：補正後）

（単位 千円）

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債 (△21,500減)	公共下水道事業	801,800	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
		780,300			
合 計 (△21,500減)		801,800			
		780,300			

議案第 4 0 号

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を裏面のとおり変更する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第4条第4号中、「及び自動車取得税」を削り、「第442条第2号」を「第442条第5号」に、「同条第4号」を「同条第7号」に改める。

附 則

この規約は、平成31年10月1日から施行する。

議案第 4 1 号

市道掛川高瀬線道路改良工事請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、市道掛川高瀬線道路改良工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 契約の目的 市道掛川高瀬線道路改良工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金203,256,000円
- 4 契約の相手方

住 所 掛川市板沢496番地の5

商 号 松下・掛土特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社松下組 代表取締役 松下進一

(参考資料)

- 1 工 事 名 市道掛川高瀬線道路改良工事
- 2 工事の概要 内容 道路改良工事
- 規模 施工延長 $L = 401.0\text{ m}$ $W = 8.5\text{ m}$
- 擁壁工 ブロック積み 4カ所
- 舗装工 $A = 3,410\text{ m}^2$
- 3 工 事 箇 所 掛川市板沢・和田 地内
- 4 工 期 契約日から平成32年3月16日まで

議案第42号

市道掛川高瀬線道路改良工事変更請負契約の締結について

掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第2条の規定に基づき、市道掛川高瀬線道路改良工事について、次のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 契約の目的 市道掛川高瀬線道路改良工事
- 2 契約金額 金8,385,120円（減額）
（変更後の契約金額 金447,914,880円）
- 3 契約の相手方
住 所 掛川市板沢496番地の5

商 号 松下・掛土特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社松下組 代表取締役 松下進一

議案第43号

辺地総合整備計画の変更について

辺地総合整備計画を裏面のとおりに変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項及び第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

総 合 整 備 計 画 書

静岡県掛川市 黒 俣 辺 地
(辺地人口 89人 面積 4.5km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 掛川市黒俣
- (2) 辺地の中心の位置 掛川市黒俣545番地の1
- (3) 辺地度点数 164点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、原野谷川上流、八高山(標高832m)のふもとに位置し、30世帯89人により集落が形成されている。地域内は幹線道路が1本しかなく、今までにある程度の整備はされたものの、カーブ箇所が多いうえ幅員も狭く車輛の運行に支障をきたしている。

このため、計画的に道路改良を進め、市街地へ通ずる基幹道路としての安全性・利便性を確保する。

観光客に対する休憩施設として、八高山への登山拠点である泉バス停広場へ登山道入口休憩所を整備することで、登山者やレジャー客などの交流人口の増加を図り、地域活性化に繋げる。

3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主 体 名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路	掛川市	75,000	0	75,000	75,000
観光又はレク リエーション 施設	掛川市	9,300		9,300	9,300
合 計		84,300		84,300	84,300

総 合 整 備 計 画 書

静岡県掛川市 居 尻 辺 地
(辺地人口 117人 面積 2.8km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 掛川市居尻
- (2) 辺地の中心の位置 掛川市居尻14番地
- (3) 辺地度点数 118点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本辺地は、原野谷川流域、大尾山(標高661m)のふもとに位置し、48世帯117人により集落が形成されている。地域内には、「ならこの里キャンプ場」及び「森の都温泉ならこの湯」が運営されており、県内のみならず県外からも多くの利用者が訪れるほか、多くのリピーターを得ている。しかし、施設の経年劣化が進み、更新、改築の必要性が高まっている。

このため、計画的に施設改修を進め、賑わいと活力の創出施設として発展させ、当辺地の活性化へつなげていく。

市道居尻黒俣線の小島橋において、異常(橋台のコンクリート劣化・基礎部の洗掘、橋脚の基礎部の洗掘、橋桁のコンクリート剥離)が確認されたため架け替えし安全性を確保する。

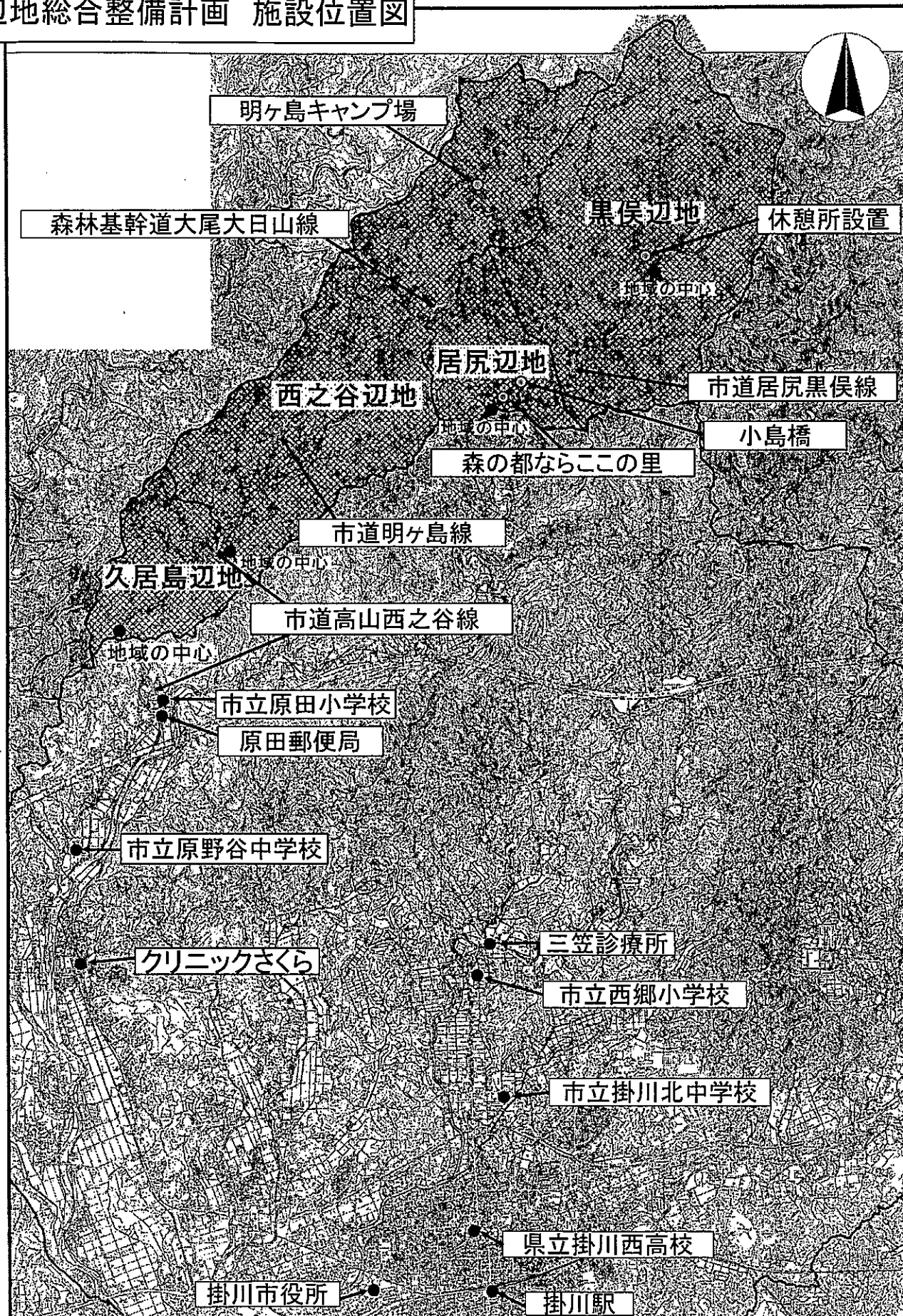
3 公共的施設の整備計画

平成28年度から平成32年度まで 5年間

(単位：千円)

事業 施設名	区分 主 体 名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
観光又はレクリエーション施設	掛川市	96,700		96,700	96,700
橋梁(小島橋架替)	掛川市	36,000		36,000	36,000
合 計		132,700		132,700	132,700

辺地総合整備計画 施設位置図



1:62290

字の区域の変更について（南西郷地区等）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、掛川市長の告示の日から市内の字の区域を次のとおり変更する。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松井三郎

1 大字南西郷に大字を変更する区域

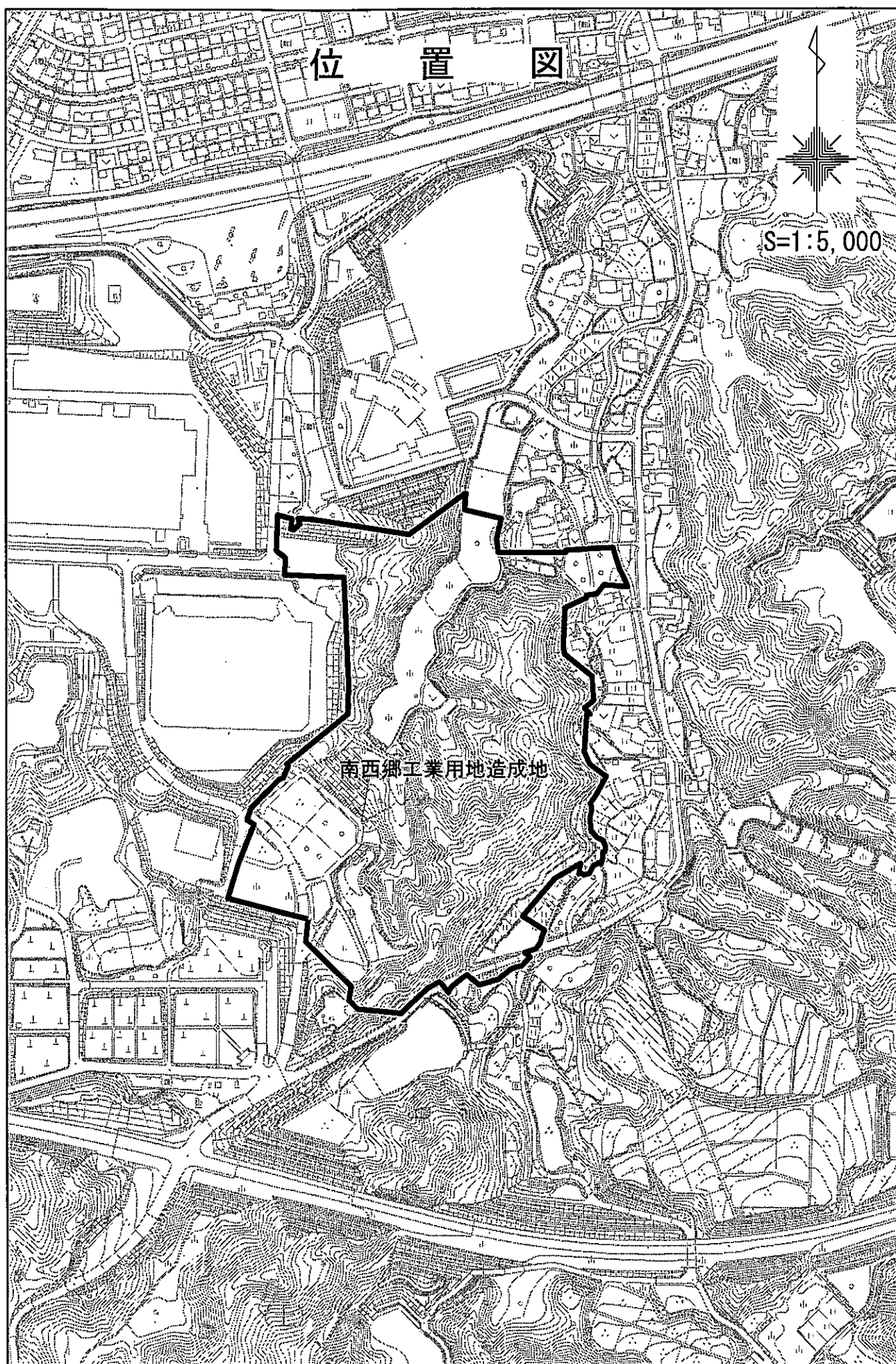
大字菖蒲ヶ池1の106から1の108まで、1の129、102の2から102の3、239の11、239の13、239の15、239の40及び246の40から246の41まで

2 大字南西郷に大字を変更し小字を廃止する区域

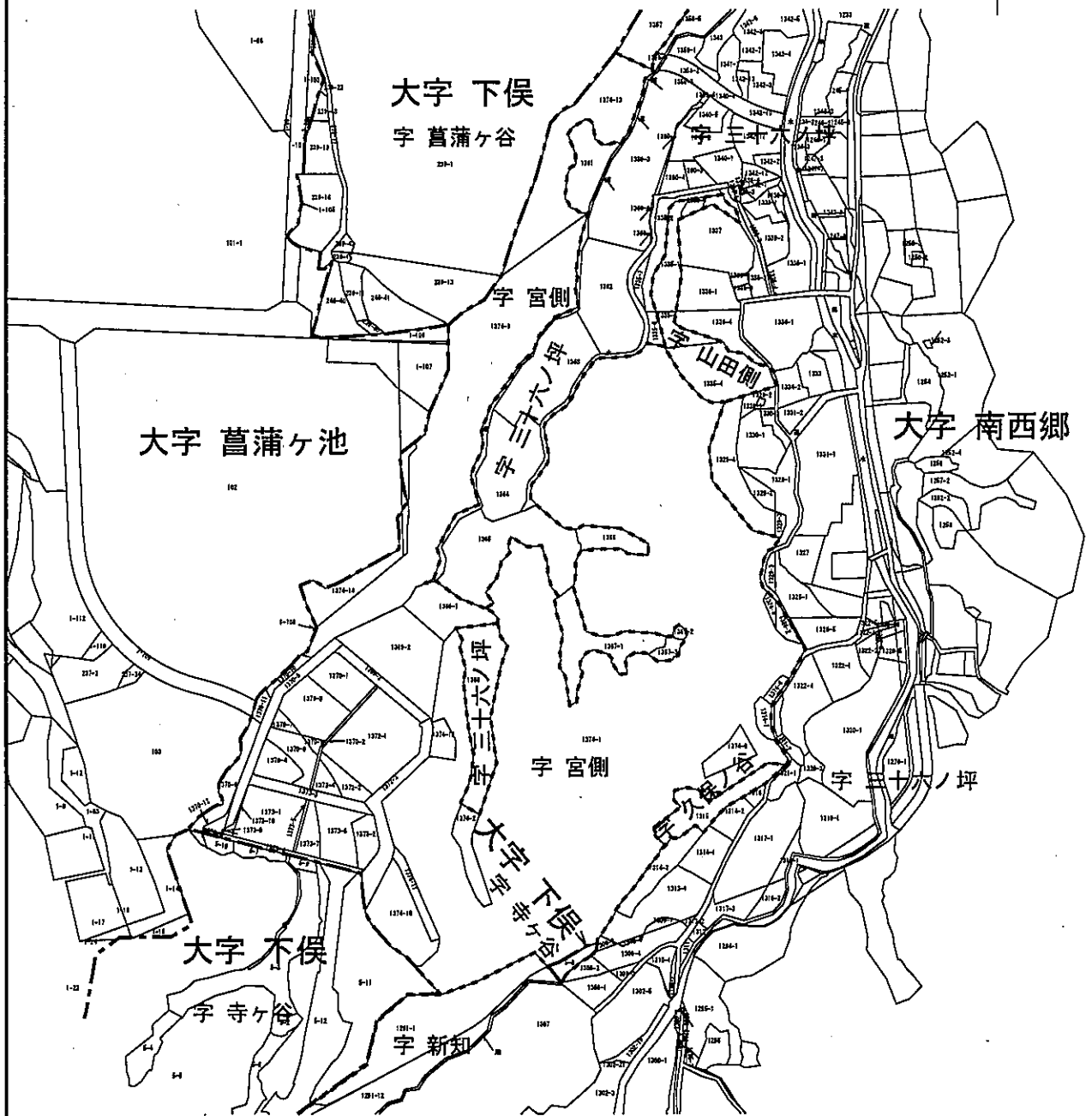
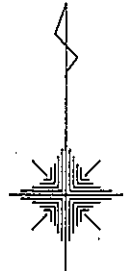
大字下俣字菖蒲ヶ谷239の42、字寺ヶ谷5の6及び5の13から5の14まで

3 小字を廃止する区域

大字南西郷字三十六ノ坪1309の1から1309の2まで、1309の4、1313の1、1313の3、1314の3、1321の1から1321の2まで、1326の3から1326の4まで、1328の2、1329の4、1332の2、1334の1、1335の6から1335の7まで、1336の4、1362から1366まで、1367の1から1367の3まで、字宮側1368、1369の1から1369の3まで、1370の1から1370の5まで、1370の7から1370の11まで、1372の1から1372の4まで、1373の1から1373の5まで、1373の7、1373の8、1373の10、1374の1、1374の2、1374の6から1374の12まで、1374の15、1374の17、字久保ノ谷1315、字山田側1335の4、1335の5、字新知1291の22及びこれらの区域に介在する畦畔の全部

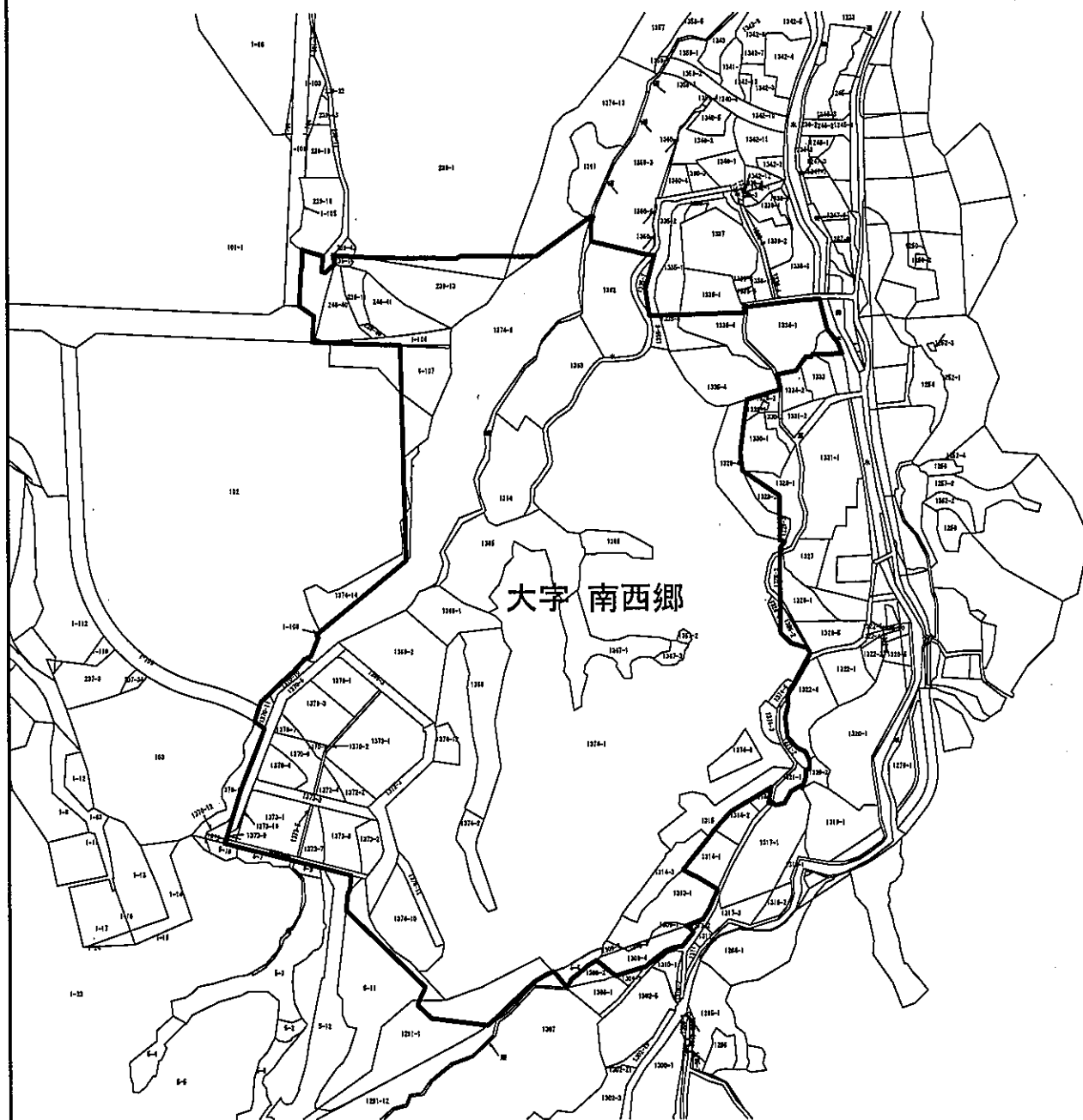


字界変更図（変更前）



凡	例
字界変更区域	———
大字界	———
小字界	-----

字界変更図（変更後）



大字 南西郷

凡	例
変更後大字界	——
変更後大字名	大字 ○ ○

議案第 4 5 号

掛川市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり廃止する。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

市 道 廃 止 路 線 表

NO	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	千羽南幹線支線	千羽字山鼻町181-1	千羽字山鼻町147-7	



縮尺 1 : 1500

10 5 0 10 20 30 40 50 60

議案第 4 6 号

掛川市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、掛川市道路線を次のとおり認定する。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

市 道 認 定 路 線 表

N0	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	仲田山崎1号支線	蘭ヶ谷字山崎791-11	蘭ヶ谷字山崎791-7	



市道認定路線図

仲田山崎1号支線

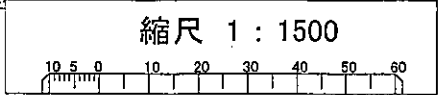
公民館

ヤマハモーターパワー
プロダクツ技術センター

中遠熱処理技研

井上工業

三笠運輸



議案第47号

掛川市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、掛川市道路線を次のとおり変更する。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

市 道 変 更 路 線 表

NO	路 線 名	起 点		終 点		重要な経過地
		旧	横須賀字仲町996	旧	横須賀字仲町1051	
1	横須賀21号線	新	横須賀字仲町1051	新	横須賀字仲町1051	



公の施設の指定管理者の指定について（掛川市再開発住宅）

掛川市再開発住宅管理条例（平成17年掛川市条例第145号）第19条の2第2項の規定により、掛川市再開発住宅の指定管理者を次のとおり指定する。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市再開発住宅	静岡市葵区追手町 9 番 18号	静岡県住宅供給公社 理事長 矢野弘典	平成31年 4 月 1 日から 平成34年 3 月31日まで

公の施設の指定管理者の指定について（掛川市住環境整備モデル住宅）

掛川市住環境整備モデル住宅管理条例（平成17年掛川市条例第146号）第19条の2第2項の規定により、掛川市住環境整備モデル住宅の指定管理者を次のとおり指定する。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
掛川市住環境整備モデル住宅	静岡市葵区追手町9番18号	静岡県住宅供給公社 理事長 矢野弘典	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで

議案第 5 0 号

専決処分の承認を求めることについて（平成30年度掛川市一般会計補正予算（第6号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年2月20日提出

掛川市長 松 井 三 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度掛川市一般会計補正予算（第6号）について、次のとおり専決処分する。

平成31年1月21日

掛川市長 松 井 三 郎

平成30年度掛川市一般会計補正予算（第6号）

平成30年度掛川市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17,230千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,947,589千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		千円 1,628,474	千円 17,230	千円 1,645,704
	1 基金繰入金	1,425,013	17,230	1,442,243
歳 入 合 計		48,930,359	17,230	48,947,589

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 14,801,801	千円 17,230	千円 14,819,031
	2 児童福祉費	7,714,788	17,230	7,732,018
歳 出 合 計		48,930,359	17,230	48,947,589

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	構成比	補正額	計	構成比
		%			%
1 市税	20,634,624	42.2		20,634,624	42.2
2 地方譲与税	536,000	1.1		536,000	1.1
3 利子割交付金	28,000	0.1		28,000	0.1
4 配当割交付金	70,000	0.1		70,000	0.1
5 株式等譲渡所得割交付金	103,000	0.2		103,000	0.2
6 地方消費税交付金	2,287,000	4.7		2,287,000	4.7
7 ゴルフ場利用税交付金	72,000	0.1		72,000	0.1
8 自動車取得税交付金	205,000	0.4		205,000	0.4
9 地方特例交付金	106,802	0.2		106,802	0.2
10 地方交付税	3,158,035	6.5		3,158,035	6.5
11 交通安全対策特別交付金	24,000	0.1		24,000	0.0
12 分担金及び負担金	452,851	0.9		452,851	0.9
13 使用料及び手数料	679,247	1.4		679,247	1.4
14 国庫支出金	5,636,449	11.5		5,636,449	11.5
15 県支出金	3,292,396	6.7		3,292,396	6.7
16 財産収入	64,987	0.1		64,987	0.1
17 寄附金	663,400	1.4		663,400	1.4
18 繰入金	1,628,474	3.3	17,230	1,645,704	3.4
19 繰越金	1,180,402	2.4		1,180,402	2.4
20 諸収入	2,728,792	5.6		2,728,792	5.6
21 市債	5,378,900	11.0		5,378,900	11.0
歳入合計	48,930,359	100.0	17,230	48,947,589	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	構成比	補 正 額
1 議会費	279,584	% 0.6	
2 総務費	5,204,604	10.6	
3 民生費	14,801,801	30.3	17,230
4 衛生費	5,175,632	10.6	
5 労働費	1,345,315	2.7	
6 農林水産業費	1,341,232	2.7	
7 商工費	1,252,766	2.6	
8 土木費	5,372,721	11.0	
9 消防費	1,573,672	3.2	
10 教育費	7,144,435	14.6	
11 災害復旧費	209,082	0.4	
12 公債費	5,189,048	10.6	
13 予備費	40,467	0.1	
歳 出 合 計	48,930,359	100.0	17,230

(単位：千円)

計	構成比	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
279,584	0.6				
5,204,604	10.6				
14,819,031	30.3				17,230
5,175,632	10.6				
1,345,315	2.7				
1,341,232	2.7				
1,252,766	2.6				
5,372,721	11.0				
1,573,672	3.2				
7,144,435	14.6				
209,082	0.4				
5,189,048	10.6				
40,467	0.1				
48,947,589	100.0				17,230

2 歳 入

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正予算額	節	
		区 分	金 額
1 基金繰入金	補正前 1,425,013 補正額 17,230 計 1,442,243	1 基金繰入金	17,230
計	補正前 1,425,013 補正額 17,230 計 1,442,243		

(単位：千円)

説 明	備 考
財政調整基金繰入金 既決予算額 893,975 補正後予算額 911,205 17,230	

3 歳 出

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正予算額	補正財源内訳	節	
			区 分	金 額
4 保育園管理費	補正前	一般財源 17,230	11 需用費	1,091
	129,481		13 委託料	147
	補正額		15 工事請負費	11,492
	17,230		18 備品購入費	4,500
	計			
	146,711			
計	補正前	一般財源 17,230		
	7,714,788			
	補正額			
	17,230			
	計			
	7,732,018			

(単位：千円)

説 明	備 考
1 保育園等施設整備費 17,230 (1) 施設整備費 17,230 既決予算額 53,509 補正後予算額 70,739 文具消耗器材費 1,000 (追加) 施設修理費 91 (追加) 用途変更業務委託料 147 (追加) 補修工事費 13,492 (11,492増) 備品購入費 15,700 (4,500増)	